令和７年度版

福祉事業概要

小　平　市

市 民 憲 章

（制定：昭和47年10月1日）

わたくしたち小平市民は、300年前、荒れ果てたこの地に、はじめてくわを打ち込んだ先人たちのたくましい開拓精神を受け継ぎ、新たに迎える多くの市民とともに、明るく住みよい小平を築くために市民憲章を定めます。

1　わたくしたちは みどりを育て 小鳥の来るまちをつくりましょう

1　わたくしたちは 老幼をいたわり　思いやりのあるまちをつくりましょう

1　わたくしたちは 時間を守り きまりのよいまちをつくりましょう

1　わたくしたちは えがおで働き 健康なまちをつくりましょう

1　わたくしたちは 力を合わせ みんなで市民生活を楽しみましょう

老 人 憲 章

（制定：昭和51年5月19日）

わたくしたち小平市民は、開拓時代からつちかってきた人情豊かな助け合いの精神を生かして、すべての老人が明るく生きがいのある生活ができるようこの憲章を定めます。

1　わたくしたち老人は いつまでも 元気で敬愛される老人となりましょう

1　わたくしたち老人は 知識と経験を生かし すすんで社会活動に参加しましょう

1　わたくしたち老人は 趣味を生かし 仲間とともに楽しい老後を送りましょう

1　わたくしたちは 老人を中心とした なごやかな家庭をつくりましょう

1　わたくしたちは まちぐるみで 老人にあたたかい手をさしのべましょう

1　わたくしたちは 力を合わせて 老人とともに明るく住みよいまちづくりを進めましょう

は　じ　め　に

小平市ではこれまで「老人のための明るいまちモデル都市」、「障害者福祉都市」、「健康文化都市」、「東京都福祉のまちづくりモデル地区」の指定をはじめ、多くの福祉施策を市民と共に取り組んできました。

市の令和８年１月１日現在の人口は、197,404人で、65歳以上の高齢者人口は47,498人、高齢化率は24.1％で前年から0.2％ポイントの増となっており、一方14歳以下の年少人口は24,408人、人口に占める割合は12.4％で前年から0.1％ポイントの減となっています。

令和７年度の主な取組事業として、地域福祉関連では、「小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】」（令和５年度～８年度）及び「小平市第三期福祉のまちづくり推進計画」（平成30年度～令和８年度）に沿って、地域福祉と福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、次期の地域福祉計画等の策定のためのアンケート調査を実施しました。また、関係課と連携し、重層的支援体制整備事業を推進しました。

高齢者・介護保険事業関連では、「小平市地域包括ケア推進計画」（令和６年度～８年度）に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者・介護保険施策を体系的に推進するとともに、次期の地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査を実施しました。

障がい者関連では、「小平市障がい者福祉計画」（令和３年度～８年度）、「第七期小平市障害福祉計画」及び「第三期小平市障害児福祉計画」（令和６年度～８年度）に沿って、各障がい者施策を体系的に推進するとともに、次期の障がい者計画等の策定のためのアンケート調査を実施しました。また、令和７年度から、在宅生活で医療的ケアが必要な重症心身障がい児等の自宅に看護師等を派遣し、一定時間家族の代わりに医療的ケア等を行う重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業を開始しました。

物価高騰対策として、令和７年度も引き続き、介護・障がい事業所等に対し、業務継続のための支援を行いました。

子育て関連では、「小平市子ども・若者計画」（平成30年度～令和９年度）及び「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画」（令和７年度～11年度）に沿って、子育て支援施策及び子ども・若者育成支援施策を体系的に推進しました。また、市民にとってより分かりやすくするため、「小平市子ども・若者計画」を前倒しで見直し、子育て施策を総合的にまとめた「こだいらこども・若者みらいプラン」（令和８年度～16年度）を令和７年度末に策定しました。

保育関連では、令和７年度に認可保育所を１園増設しました。また、保育の質に関しては、基幹となる保育園（大沼保育園及び小川西保育園）が推進役となり、公立保育園の役割の充実に向けた取組や地域全体の保育の質の向上に向けた取組を実施しました。

ひとり親関連では、ひとり親家庭の父母等の相談を受けながら、各家庭の自立に向けて、こどもの修学費用等の資金貸付や生活の安定につながる就労支援を行いました。

今後とも、多様なニーズに対応していくため、生活様式の変化に対応したサービスの見直しを進めるとともに、各種福祉サービスの充実に努めていきたいと考えています。

令和８年９月

小平市健康福祉部
小平市こども家庭部

目　　次

第１章　地域福祉
第１節　民生委員・児童委員 …… １
第２節　民生委員推薦会 …… ２
第３節　日本赤十字社 …… ２
第４節　旧軍人・戦没者遺族に対する援助 …… ２
第５節　中国残留邦人等支援事業 …… ３
第６節　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 …… ３
第７節　社会を明るくする運動 …… ３
１　趣旨 …… ３
２　活動主体 …… ３
３　主な活動内容 …… ３
第８節　福祉のまちづくり推進事業 …… ４
第９節　地域福祉推進事業等 …… ４
１　有償家事・介護援助サービス等団体補助事業 …… ４
２　権利擁護 …… ５
３　福祉有償運送事業の推進 …… ５
第 10 節　受験生チャレンジ支援貸付事業 …… ５
第 11 節　相談支援包括化推進事業 …… ５
第 12 節　居住支援推進事業 …… ６
第 13 節　生活困窮者自立支援事業 …… ６
第 14 節　身体障害者・知的障害者相談員 …… ６
第 15 節　小平市社会福祉協議会 …… ６
第 16 節　避難行動要支援者避難支援体制の整備事業 …… ７
１　「避難行動要支援者登録名簿」の作成 …… ７
２　救急医療情報キットの配付 …… ７
３　避難行動要支援者の避難支援に関する協定 …… ８
４　自治会等との避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定 …… ８
第 17 節　社会福祉法人の指導監査 …… ９
第 18 節　中央エリア　シビック・サイト整備事業 …… ９
第２章　高齢者福祉
第１節　高齢者福祉の動向 …… １０

第２節　高齢者福祉の現況 ・・・

７　その他 ４６
第４章　児童福祉
第１節　児童福祉の動向 ４７
第２節　児童福祉の現況 ４８
１　保育園 ４８
２　学童クラブ ５２
３　児童館 ５３
４　入院助産施設に対する入所 ５４
５　母子生活支援施設 ５４
６　認定こども園 ５５
７　幼稚園アットホーム事業 ５５
８　一時預かり事業 ５５
９　緊急一時保育 ５５
10　定期利用保育事業 ５６
11　病児・病後児保育事業 ５６
12　子育てふれあい広場事業 ５６
13　子ども家庭在宅サービス（ショートステイ） ５７
14　子ども家庭支援センター事業 ５７
15　ファミリー・サポート・センター事業 ５７
16　こども広場事業 ５７
17　子育て世帯訪問支援事業 ５８
第３節　児童の手当 ５８
１　児童手当支給 ５８
２　児童扶養手当支給 ５９
３　特別児童扶養手当支給 ５９
４　児童育成手当支給 ６０
５　心身障害児福祉手当支給 ６０
６　乳幼児医療費助成制度 ６１
７　義務教育就学児医療費助成制度 ６２
８　高校生等医療費助成制度 ６２
第５章　母子・父子及び女性福祉
第１節　母子・父子福祉 ６３
１　母子・父子福祉の動向 ６３
２　母子・父子福祉の現況 ６４

３　ひとり親家庭の施策・・・

第１章　　地　　域　　福　　祉

第１章　地域福祉

第１節　民生委員・児童委員（福祉政策課）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の奉仕者として、福祉行政に協力しています。民生委員・児童委員は、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、子育て支援に関する相談や助言指導のほか、福祉事務所や児童相談所などの社会福祉関係機関と連携を図り、行政施策の実現に協力しています。（令和８年３月31日現在、96名）

また、民生委員・児童委員相互の連絡調整、研修強化等の目的のため、第１地区～第６地区の民生委員児童委員協議会を組織し活動しています。

上記の委員のうち、12名の委員は、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」として、地区担当の民生委員・児童委員と協力し合って、児童問題に取り組んでいます。

なお、小平市では市が行う社会調査や各種施策に協力を依頼するため、民生委員・児童委員を行政協力員として「社会福祉協力委員」に委嘱しています。

令和７年度活動実績

１　自主活動

(1)　定例会（月１回）

(2)　事項別部会

（高齢福祉、障がい福祉、生活福祉、児童福祉、子育て支援、主任児童委員の６部会）

(3)　機関誌の発行

(4)　学校訪問

(5)　児童相談所、学校等との関係機関による地区連絡協議会

(6)　各種研修会への参加

２　行政機関等に対する協力活動

(1)　日赤会員増強運動（日赤活動資金募集）

(2)　要支援者(高齢者等)調査

(3)　敬老記念品の配付

(4)　各種行事協力(高齢者福祉大会、障がい者運動会等)

(5)　社協福祉バザー等小平市社会福祉協議会行事協力

(6)　社会を明るくする運動(駅頭宣伝活動)

表１　民生委員・児童委員の相談支援状況　（令和７年度）

内容別分類			分野別分類		
項目	件数	割合(%)	項目	件数	割合(%)
こどもの教育・学校生活	211	7.4	高齢者に関すること	1,585	55.9
日常的な支援	412	14.5	こどもに関すること	572	20.2
在宅福祉	192	6.8	障がい者に関すること	183	6.4
その他	2,022	71.3	その他	497	17.5
計	2,837	100.0	計	2,837	100.0

第２節　民生委員推薦会（福祉政策課）

民生委員推薦会は民生委員法の規定に基づいて設置されたもので、民生委員に欠員が生じた場合及び任期満了に伴う一斉改選時に民生委員候補者を決定し、都知事に推薦することを任務としています。

民生委員推薦会は、民生委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体の代表者、教育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員の６分野からそれぞれ２名ずつの12名で構成されています。

表２　令和７年度開催状況

開催回数	候補者推薦数	委員委嘱数
3回	101人	101人

第３節　日本赤十字社（福祉政策課）

日本赤十字社は、昭和27年８月に制定された日本赤十字社法に基づいて設置された法人で、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的として活動しています。

小平市では、福祉政策課内に小平市地区事務局を置き、民生委員や献血推進協議会委員をはじめとする多くの有志の方々の協力を得て、会員増強運動や献血キャンペーンなどを行っています。

令和７年度会員増強運動（活動資金）　実績　2,257,863円

令和８年３月13日（金）　献血キャンペーン

第４節　旧軍人・戦没者遺族に対する援助（福祉政策課）

旧軍人、軍属及び戦没者等の遺族や妻に対して、支給される各種の給付に関する相談や申請書の受付、東京都への書類の進達事務を行っています。

また、戦没者追悼式を実施しています。令和７年度は、７月19日(土)に、福祉会館において実施し、57人が参列しました。

第５節　中国残留邦人等支援事業（生活支援課）

永住帰国した中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図ることを目的として、支援給付金の支給、支援・相談員の配置、地域社会における生活支援事業等を実施しています。

令和７年度　　支援給付対象世帯　５世帯

第６節　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付（福祉政策課）

台風等の風水害や地震、津波などの自然災害により被害を受けられた場合、関係法令の規定に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行います。

第７節　社会を明るくする運動（福祉政策課）

１　趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

２　活動主体

北多摩北地区保護司会小平分区を中心に関係19団体で「“社会を明るくする運動”小平市実施委員会」（委員長　小平市長）を設置し、青少年の健全育成を目的とした活動を展開しています。

３　主な活動内容

(1)　駅頭宣伝活動

令和７年７月１日(火)に市内３駅（鷹の台駅、小平駅、花小金井駅）の駅頭でティッシュペーパー、ウエットティッシュ等のキャンペーン物資を配布し、“社会を明るくする運動”の啓発活動を実施しました。

(2)　学校訪問活動

市内の公立・私立の小中学校、高等学校及び児童養護施設全40校を訪問し、非行防止に関する情報交換を行いました。

(3)　作文集「ひまわり」の発行

市内中学校11校に犯罪や非行防止を考える作文を依頼し、56点の寄稿があり、作文集「ひまわり」を発行しました。令和７年度は小平市立小平第二中学校から寄せられた作文を東京都推進委員会へ推薦しました。

(4)　市民まつりでの広報宣伝活動

令和７年10月19日(日)に実施された市民まつりのパレードに小平市実施委員会として参加し、青少年の健全育成を中心とする“社会を明るくする運動”の趣旨を広く市民に伝えました。

また、市民まつり会場で啓発物資を配布しました。

第８節　福祉のまちづくり推進事業（福祉政策課）

小平市福祉のまちづくり条例に基づき、事業の推進、普及、啓発を行いました。

また、地域における市民の多様性を理解する機会の充実を図るために、福祉のまちづくり講演会を開催しました。

福祉のまちづくり講演会　　１回開催

第９節　地域福祉推進事業等（福祉政策課）

１　有償家事・介護援助サービス等団体補助事業

在宅福祉を支える家事・介護援助サービスにおいて、多種多様化する市民のニーズにこたえるため、民間の有償家事・介護援助サービスを展開している団体及び、交通手段の利用を十分に確保できない市民等の社会参加を推進し、福祉の増進に資する移送サービスを展開している特定非営利活動法人に対して、補助金を交付しています。

(1)　家事・介護援助サービス（補助額2,500,000円／１団体）

① 一般社団法人にこにこ　いたわりヘルパーセンター(平成６年度から実施)

(2)　移送サービス（補助額1,250,000円／１団体）

① 特定非営利活動法人　移動サービス・バイユアセルフ（平成21年度から実施）

② 特定非営利活動法人　地域福祉ネットワーク第２こだま(平成21年度から実施)

③ 特定非営利活動法人　自立生活センター・小平（平成21年度から実施）

２　権利擁護

判断能力の低下によって、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の相談支援を実施しているほか、福祉サービスの利用に関する苦情対応と、弁護士等の専門家による専門相談を実施しています。さらに、成年後見制度等の利用支援や、市民後見人の養成を行っています。

成年後見制度の推進や普及を目指す成年後見制度推進機関として、「権利擁護センターこだいら」（小平市社会福祉協議会）を設置、令和７年度からは中核機関として地域連携ネットワークのコーディネートを担っています。

３　福祉有償運送事業の推進

福祉有償運送とは、ＮＰＯ法人や社会福祉法人等が、障がい者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。事業を行うに当たり、多摩地域の市町村で共同運営する運営協議会に協議を諮る必要があります。令和７年度は、福祉有償運送を行っている１団体が、運営協議会に協議を諮ったうえ、変更手続きを行い、別の１団体が登録更新手続きをしました。

第10節　受験生チャレンジ支援貸付事業（生活支援課）

低所得世帯のこどもの進学を支援するため、中学３年生及び高校３年生に対し、学習塾や受験料の費用について、貸付を行っています。

令和７年度　　貸付件数　175件

第11節　相談支援包括化推進事業（福祉政策課）

制度の狭間にある課題や８０５０等の地域における生活課題の解決や自ら相談に来ることができないなど、社会から孤立した方を早期の支援につなげるため、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別的な支援や地域住民・関係機関・団体と協力し、支え合い活動の仕組みづくりなどを実施しています。

令和６年度からは、既存の相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の取組を活かし、介護、障がい、こども、生活困窮といった分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制の構築を目指す、重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

令和７年度　　相談件数　1,065件　　活動件数　9,719件

第12節　居住支援推進事業（福祉政策課）

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相談窓口として「住まいの相談会」を実施しています。令和７年度からは小平市居住支援協議会を立ち上げ、不動産関係団体や居住支援団体等と連携しながら、地域の居住支援に関する課題解決に向けた取り組みを実施しています。

第13節　生活困窮者自立支援事業（生活支援課）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進を支援するため、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業を行っています。また、生活困窮世帯及びひとり親家庭の小学６年生、中学生及び高校生相当年齢のこどもを対象に、こども若者みらい課（旧子育て支援課）と合同で、学習支援事業を実施しています。

令和７年度	新規相談受付件数	671人
	住居確保給付金利用件数	30人
	家計改善支援事業利用件数	10人
	就労準備支援事業利用件数	5人
	学習支援事業参加者数	62人

第14節　身体障害者・知的障害者相談員（障がい者支援課）

心身障害者福祉対策の充実強化をはかるため、昭和42年に障害者相談員制度が、ついで昭和43年に知的障害者相談員制度ができました。

相談員の業務は、心身障がい者の地域活動の中心になって、その推進をはかり、援護の普及や更生援護に関する相談に応ずるなど、福祉事務所や民生委員などの関係機関の業務に協力することです。

令和７年度	身体障害者相談員	４人
	知的障害者相談員	４人

第15節　小平市社会福祉協議会

小平市社会福祉協議会（以下社協）は、昭和38年７月民生委員36名と一般市民の協力者27名により任意団体として発足し、その後市民の福祉に対する理解の高まりとともに会員の加入増、事業量の増加に伴い、昭和41年６月社会福祉法人として認可され、令和８年３月31日現在、個人会員3,308人、事業所会員218件となっています。

社協は、地域福祉の中核として「市民総参加による社協」を目指し、市民の善意と助け合

いの精神を基盤として成り立っている団体であり、一人でも多くの市民に会員として加入していただけるよう関係者の協力を得ながら、行政の施策と相まって「明るく住みよいまちづくり」を進めています。

社協の事業は、児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援、法外・緊急援護その他福祉資金貸付、共同募金運動・ボランティア活動・地域福祉活動計画の推進、権利擁護センターこだいらの運営、障がい者地域自立生活支援センター、基幹型小平市地域包括支援センター中央センター、生活困窮者自立支援事業の受託、たいよう福祉センターや、あおぞら福祉センター及び高齢者交流室の指定管理、介護保険要介護認定調査事業の受託等、多岐にわたっています。

第16節　避難行動要支援者避難支援体制の整備事業（福祉政策課）

災害発生時の避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、自助及び各地域での共助を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制を整備していくことにより、各地域での安全・安心体制の強化に取り組んでいます。

１　「避難行動要支援者登録名簿」の作成

災害時に自力で避難することが困難な方の情報を名簿に登録し、災害時等に活用するため、災害時の避難等の支援を希望し、平常時から、消防署等の関係機関に個人情報を提供することに同意を得られた方を避難行動要支援者登録名簿に登載しています。

令和７年に修正した小平市地域防災計画において、小児慢性特定疾患の患者（児）を避難行動要支援者の対象として追加しました。

名簿登録の申し込みは市の窓口のほか､地域包括支援センターで受付を行っています。

名簿は、毎年更新し、市の関係部署（防災危機管理課、福祉政策課、高齢者支援課、障がい者支援課）と、小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、協定を締結した自治会、マンション管理組合で共有しています。

表３　避難行動要支援者登録名簿の登載者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登載者数	2,894人	2,779人	2,658人	2,539人	2,514人

２　救急医療情報キットの配付

避難行動要支援者登録名簿に登載された方には、民生委員・児童委員により、「救急医療情報キット」を配付しています。

また、地域包括支援センターでの受付者には、受付時に地域包括支援センターで配付しています。

3　避難行動要支援者の避難支援に関する協定

平成25年10月に小平警察署及び小平消防署と避難行動要支援者の避難支援に関する協定を締結し、避難支援体制の強化に努めています。

4　自治会等との避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定

避難行動要支援者に対し、地域で緊急時や救急時の安否確認や避難支援を行っていただくため、個人情報に関する取り扱い方法等を定めた、避難行動要支援者登録名簿の取り扱いに関する協定を締結した自治会及びマンション管理組合に、避難行動要支援者登録名簿を提供しています。

表４ 協定締結済の自治会及びマンション管理組合　　（令和８年３月31日現在）

	協定締結日	自治会名 管理組合名	世帯数	避難行動要支援者 登録名簿の登載者数
1	平成23年　4月　6日	鈴の木台自治会	144	9
2	平成25年　4月　10日	小川橋自治会	43	4
3	平成25年　4月　14日	白梅北自治会	132	3
4	平成25年　6月　13日	富士見住宅自治会	363	45
5	平成25年　7月　31日	鷹の台団地小平自治会	105	6
6	平成27年　10月　15日	長久保自治会	234	11
7	平成29年　4月　28日	エステート上水本町団地管理組合法人	280	5
8	平成29年　6月　9日	大沼町北自治会	420	26
9	平成29年　6月　22日	虹ヶ丘第一自治会	124	6
10	平成29年　7月　3日	旭町自治会	80	1
11	平成29年　9月　6日	武蔵野団地自治会	271	22
12	平成29年　10月　26日	ダイアパレス花小金井Ⅱ管理組合	68	3
13	平成29年　11月　16日	鈴二自治会	51	7
14	平成30年　7月　4日	花小金井四丁目アパート自治会	185	18
15	令和 2年　8月　13日	上水本町旭ヶ丘自治会	201	6
16	令和 3年　6月　3日	上水南町自治会連合会	844	38
17	令和 3年　6月　17日	あけぼの自治会	85	1
18	令和 3年　8月　13日	たかの台自治会	243	26
19	令和 4年　2月　9日	エステート小平鈴木町団地管理組合	90	2
20	令和 4年　2月　15日	津田団地自治会	245	31
21	令和 4年　7月　8日	たかの台１号自治会	296	11

22	令和 4年　10月　 4日	一小南住宅自治会	81	8
23	令和 5年　 8月　16日	光ヶ丘自治会	464	29
24	令和 6年　 5月　 8日	栄町神明自治会	134	12

※世帯数は協定締結時点

第17節　社会福祉法人の指導監査（福祉政策課）

社会福祉法の規定に基づき、小平市長が所轄庁である社会福祉法人に対し、定期的に指導監査を実施します。令和７年度は６法人に対して実施しました。

第18節　中央エリア　シビック・サイト整備事業（福祉政策課）

老朽化が進む「中央公民館」「健康福祉事務センター」「福祉会館」の３つの施設を複合化した施設の建設を含む「シビック・サイト」の整備とあわせて、３つの施設の跡地を「ひろば」などとし、一体的に整備することで、市役所周辺の「中央エリア」について、憩いの場、市民の皆さまの交流をつくりだす場とすることを計画しています。

令和７年度は、複合施設建設予定地における土壌調査や埋蔵文化財調査を実施するとともに、既存施設の給排水管などへの影響を避けるため、移設工事や樹木の伐採等を行いました。また、オープンハウス・パネル展示を実施したほか、白梅学園清修中高一貫部の鉄道模型デザイン班が中央エリアをイメージした鉄道模型を制作する様子を紹介するなど、市民への周知・広報を行いました。

第２章　　高　齢　者　福　祉

第２章　高齢者福祉

第１節　高齢者福祉の動向

高齢者福祉の基本は、長年にわたり社会のために貢献してきた高齢者が敬愛され、幸せな老後の生活が送れるように、国、地方自治体及び地域社会が一体となって、高齢者福祉の増進を図ることにあります。

近年の高齢者福祉に係る諸問題は、高齢者人口の増加に加えて、核家族化の傾向による私的扶養意識の減退、さらには就労対策、経済情勢、住宅事情、生活様式の変化等により、様々な社会問題として提起されてきています。

小平市では、こうした高齢者の諸問題を踏まえて、昭和50年度に国から「老人のための明るいまち」のモデル都市の指定を受けて、多くの福祉施策に積極的に取り組み、また、国の「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定（平成元年）、福祉関連８法改正（平成２年）を受けて、平成５年６月に「小平市地域保健福祉計画」を策定しました。その後、新ゴールドプランによる見直しを経て、平成12年４月からの介護保険制度の開始に合わせて、地域保健福祉計画の高齢者部分の見直しと介護保険事業計画の策定を一体的に行い、平成15年３月には「小平市新地域保健福祉計画」を策定して、高齢者を地域全体で支える支援作りを目指した地域ケア体制の充実を図るなど、地域における見守り支援・介護予防等の体制づくりを進めてきました。

平成18年３月策定の「高齢者保健福祉計画・第３期介護保険事業計画」からは独自の個別計画として策定しております。また、平成27年度の高齢者保健福祉計画及び第６期介護保険事業計画から、「小平市地域包括ケア推進計画」と総称し、団塊の世代が75歳以上となる令和７年を見据え、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和６年３月に「小平市地域包括ケア推進計画（令和６年度～８年度）を策定し、計画の基本理念である「住み慣れた地域で　いきいきと自分らしく暮らせるまち　こだいら」の実現に向け、引き続き、高齢者福祉及び介護保険施策を推進していきます。

第２節　高齢者福祉の現況

１　高齢者人口の推移

小平市における令和８年１月１日現在の総人口は197,404人で、65歳以上の人口は47,498人であり、総人口比は24.1％となっています。市制施行の翌年、昭和38年１月１日現在の高齢者人口は、2,359人で、総人口比は3.3％でした。

表１での推移をみると、その変化のほどは明らかな状況です。今後も、全国的な傾向と同様、さらに高齢者の人口割合が増加していくことと予想されます。

当市の総人口、高齢者人口及びその割合は表１のとおりです。

表１　市の総人口に対する割合　（各年１月１日）

区分 ＼ 年	市の人口（人）		総人口比(%)
	総数	65歳以上	65歳以上
昭和　45年（1970年）	130,780	4,538	3.5
50年（1975年）	148,200	6,312	4.3
55年（1980年）	150,411	8,489	5.6
60年（1985年）	153,118	10,720	7.0
平成　2年（1990年）	157,446	13,927	8.8
7年（1995年）	165,177	18,468	11.2
12年（2000年）	175,115	24,698	14.1
17年（2005年）	180,345	30,637	17.0
22年（2010年）	183,990	36,385	19.8
27年（2015年）	186,958	41,586	22.2
令和　2年（2020年）	194,869	45,051	23.1
6年（2024年）	196,913	46,668	23.7
7年（2025年）	196,799	47,030	23.9
8年（2026年）	197,404	47,498	24.1

＊平成12年以降は、外国人登録を含む

２　高齢者福祉相談

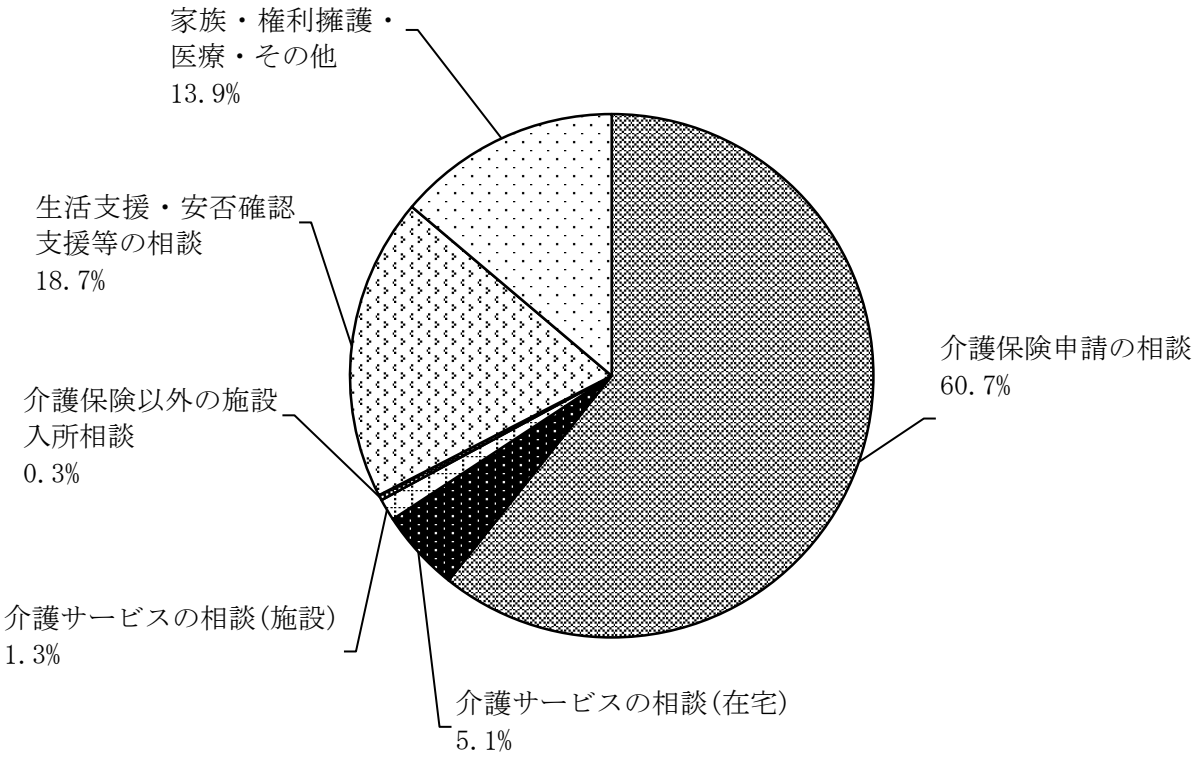
認知症等により判断能力の不十分な高齢者の権利を擁護するために成年後見制度利用支援事業を行っています。

また、高齢者虐待防止法の施行に伴い、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者虐待の早期発見・防止に努めています。

令和７年度の高齢者福祉に関する相談の状況は多種多様であり、その内容は表２のとおりです。

表２　相談の内容　　（令和７年度）

相 談 の 内 容		件　数	%
介 護 保 険 申 請 の 相 談		**360**	**60.7**
介護サービスの相談（在宅）		**30**	**5.1**
	訪問介護	3	0.6
	通所介護・通所リハ	1	0.2
	短期入所	2	0.4
	その他	23	3.9
介護サービスの相談（施設）		**8**	**1.3**
	介護老人福祉施設	4	0.6
	介護老人保健施設	1	0.2
	介護療養型医療施設	0	0
	その他	3	0.5
介護保険以外の施設入所相談		**2**	**0.3**
	病院	1	0.2
	養護老人ホーム	0	0
	その他	1	0.2
生活支援・安否確認支援等の相談		**111**	**18.7**
家族・権利擁護・医療・その他		**82**	**13.9**
小　計		593	100.0



第３節　高齢者福祉の施策

１　社会活動への支援

(1)　高齢クラブへの助成（高齢者支援課）

地域に居住する高齢者が、老後の生活を健全なものにするために自主的に組織した団体です。ゲートボール、輪投げ、踊り、手芸、親睦旅行、カラオケ等の生きがい・健康を高める活動や、友愛訪問、美化活動等のボランティア活動を行っています。

・令和７年度クラブ数 25団体　会員数 1,510人

（令和７年度実績　単位クラブ助成額　7,234,300円

連合会助成額　　791,900円）

(2)　福祉会館（老人福祉センター）（高齢者支援課）

市内に住む介護保険の認定を受けていない60歳以上の方を対象とした、高齢者の健康増進と教養の向上及び娯楽に役立てるための施設で、娯楽室、浴室等がある老人福祉センターと、一般市民のための集会施設を備えています。

・老人福祉センター

利用日　娯楽室：正午から午後４時まで

※土日及び休館日を除く

※浴室は休止中です。

（令和７年度実績　娯楽室 延べ1,347人　　卓球室 延べ23人

ヘルストロン（交流高圧電位治療器）　延べ1,303人）

・集会施設（集会室、市民ホール等）

利用日　午前９時から午後10時まで

※休館日を除く

（令和７年度実績　延べ2,087団体　延べ87,073人）

・高齢クラブの利用

利用日　月～金曜日に和室ホールを各クラブが順番に利用

（令和７年度実績　86日　延べ1,349人）

(3)　高齢者労働能力活用（高齢者支援課）

本格的な高齢化時代の到来を迎えて、雇用対策上高齢者の就業については重要課題となっています。昭和54年８月に閣議決定された第４次雇用対策基本計画及び同年10月の社会保障審議会の建議においても、その必要性が指摘され、定年退職後等における高齢者の生きがいを充実させるとともに、補助的、短期的な仕事を提供し、高齢者の労働能力を活用する事業として従来の高齢者事業を制度化したものです。小平市高

齢者事業団は「シルバー人材センター」として、昭和55年12月に法人化され、名称については、平成23年４月１日付で「公益社団法人小平市シルバー人材センター」に変更しました。

(4)　公益社団法人　小平市シルバー人材センター（高齢者支援課）

都が昭和48年から始めた「高齢者」の就労、とりわけ、雇用になじまないが働く意欲のある高齢者の自立、自助の努力と行政の援助とあいまって、働く機会を拡大しながら地域社会における高齢者の社会的・経済的地位の向上を目指す、という福祉と労働とを両立させた施策として実施されました。仕事は補助的、短期的なもので、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。地区事業団として小平市は昭和51年度に設立されました。就労等の状況は表３のとおりです。

表３　事業実施状況　（各年３月31日）

区分／年度	会員数（人）	延べ就業人員（人）	契約件数	契約金額（円）	契約割合(%)	
					公共	民間
令和3年度	1,167	116,824	7,537	445,356,081	59.4	40.6
令和4年度	1,215	125,709	7,682	467,201,518	60.2	39.8
令和5年度	1,241	134,454	7,607	496,397,573	63.5	36.5
令和6年度	1,255	136,745	7,312	523,414,248	65.0	35.0
令和7年度	1,267	142,435	7,109	550,496,036	59.7	40.3

２　介護予防の推進

(1)　自立支援事業

①　高齢者生活支援ヘルパー事業（高齢者支援課）

身体機能が低下し、日常生活に支障のある65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の家周りの除草サービスを行うことにより、自立した生活の継続を可能とし、本人の身体状況の維持改善を図り、要支援・要介護状態への進行を防止することを目的としています。

（令和７年度実績　派遣時数 248時間　派遣回数 124回　413,290円）

②　高齢者緊急一時保護事業（高齢者支援課）

養護者から虐待を受けている高齢者又は養護者の不在等により、在宅での介護が困難となった高齢者を介護保険施設に一時的に保護し、安心した生活を確保するとともに高齢者の権利利益を擁護します。

（令和７年度実績　利用者数 3人　延べ利用日数 52日　783,530円）

③ 高齢者自立支援住宅改修給付（高齢者支援課）

65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者に対し、住宅改修（住宅改修予防、住宅設備改修）を給付することにより、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大及び確保並びに介護の軽減を行い、在宅での生活の質の確保を図っています。

（令和７年度実績　住宅改修予防給付 17件　住宅設備改修給付 21件　7,269,673円）

④ 高齢者自立支援日常生活用具給付（高齢者支援課）

介護保険の対象とならない65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大及び確保並びに介護の軽減を行い、在宅での生活の質の確保を図っています。

（令和７年度実績　入浴補助用具 4件　歩行支援用具 3件　201,789円）

⑤ 高齢者補聴器購入費助成事業（高齢者支援課）

高齢者の社会参加や地域交流を支援することを目的に、聴力機能の低下により友人、家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に補聴器の購入費を助成することにより、家庭や地域、社会との関わりの中でのコミュニケーション能力の向上を図っています。

（令和７年度実績　助成件数 115件　5,738,314円）

(2)　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（高齢者支援課）

後期高齢者の健診、医療、介護の情報から地域の健康課題を整理・分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行うため、高齢者に対して個別相談や健康教育を実施します。

（令和７年度実績　参加者数 445人　11,721,768円）

(3)　交流事業

高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）（高齢者支援課）

高齢者が気軽に交流できる場として、囲碁将棋等が楽しめる和室、カラオケ等が楽しめる舞台付和室、多目的ホールがあります。このほか、シルバー人材センターの活動拠点としてのシルバー活動室や小平市社会福祉協議会の活動拠点としてのボランティアコーナーがあります。

なお、さわやか館には健康麻雀専用の部屋や身体状況等の理由により自宅で入浴が困難な方が利用できる介助浴室や、こども広場・幼児コーナーがあります。

平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

（令和７年度実績　ほのぼの館 10,735,270円　　さわやか館 14,226,925円）

(4)　安否確認支援事業

① 救急代理通報システム（高齢者支援課）

一人暮らし高齢者等において、慢性疾患による発作が起きた時などに備え、緊急時にボタン一つで民間の受信センターに通報できる機器を設置し、日常の安全を確保します。

（令和７年度実績　利用者 90人　3,957,081円）

② 訪問給食サービス（高齢者支援課）

65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に訪問給食サービス（原則週４回まで・低栄養で栄養改善が必要な方は週７回まで、昼食または夕食）を提供することにより、安否の確認をするとともに、健康の保持に寄与するものです。

（令和７年度実績　延べ年間利用人数 2,231人　　延べ食事提供数 28,336食
17,400,595円）

③ ＩＣＴ機器を活用した高齢者の地域見守り推進事業（高齢者支援課）

見守りが必要な一人暮らしの高齢者等を対象に自宅のトイレ等に通信機能付きＳＩＭ一体型ＬＥＤ電球を取り付け、点灯する状況を感知することにより安否確認を行うものです。

（令和７年度実績　設置件数 77件　834,365円）

④ 見守り電話事業（小平市社会福祉協議会）

介護保険サービス等を利用していないおおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とし、小平市社会福祉協議会の相談員が週に１回電話で安否確認を行うとともに、孤独の緩和を図りました。

（令和７年度実績　利用人数 35人　　電話及び緊急連絡延べ件数 1,929件）

(5)　その他の事業

① 高齢者住宅（シルバーピア）の運営（高齢者支援課）

住宅に困窮する高齢者に対して、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置し、住みなれた地域の中で安心して暮らすことができるよう建設された集合住宅です。

表４　シルバーピア（高齢者住宅）一覧

≪民間借上げ－高齢者住宅≫

No.	シルバーピア名	単身用戸数	世帯用戸数	合計戸数	単身用面積㎡	世帯用面積㎡	生活協力員	開設日
1	鳥海	11		11	29		1	H3.12.1
2	小川西	27		27	34		1	H5.12.1
計	2か所	38		38			2	

≪都営－高齢者住宅≫

No.	シルバーピア名	単身用戸数	世帯用戸数	合計戸数	単身用面積㎡	世帯用面積㎡	生 活協力員	開設日
1	学園東町第2アパート	14		14	31		1	H5.12.1
2	小川西町五丁目アパート	30	10	40	32	54	2	H7.7.1
3	小川西町二丁目第2アパート	14	6	20	32	54	1	H7.11.1
4	学園西町一丁目アパート	18		18	33		1	H8.1.16
5	小川西町二丁目アパート	16	5	21	32	54	1	H8.3.1
6	大沼町一丁目アパート(15号棟)	30	5	35	32	54	2	H9.2.16
7	中島町アパート	14	6	20	36	57	1	H9.6.1
8	小川西町四丁目アパート	15	5	20	43	58	1	H11.6.1
9	大沼町一丁目アパート(20号棟)	20		20	32		1	H11.11.1
10	花小金井四丁目アパート(3・4号棟)	32	8	40	35	53	1	H12.11.1
11	大沼町一丁目第3アパート	14	7	21	35	53	1	H13.2.1
計	11か所	217	52	269			13	

合計	13か所	255	52	307			15	

※シルバーピアには各１室ずつだんらん室が設けられています。

※生活協力員は、令和７年度末時点の配置数です。

② 高齢者居住支援事業（高齢者支援課）

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が住まい探しを行う際に、市が相談窓口となり、市と協定を締結している「一般社団法人全国保証機構」との仲介等の支援をします。

（令和７年度実績　相談件数 24件）

３　医療に関する制度

(1)　国民健康保険制度（保険年金課）

70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の適用を受けている方は除く）は、医療機関等の窓口で支払う保険対象医療費の一部負担金の割合が２割（現役並み所得がある場合は３割）になります。

(2)　後期高齢者医療制度（保険年金課）

75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の高齢者の医療給付を行う国の制度です。

医療機関等の窓口で支払う保険対象医療費の一部負担金の割合は、所得に応じて、１割、２割、または３割になります。

4　老人ホームへの入所措置（高齢者支援課）

環境上の理由と経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を養護老人ホーム等へ入所措置を行っています。

（令和７年度実績　養護老人ホーム 13人　特別養護老人ホーム 4人　30,771,022円）

5　老人のための明るいまち推進事業（高齢者支援課）

老人のための明るいまち推進事業は、地域住民の参加と協力のもとに高齢者福祉の推進を図ることをねらいとして、昭和50年度から厚生省(現：厚生労働省)が始めた画期的な事業で、小平市は昭和50年度から指定を受けて開始いたしました。

この事業は、住民自身の積極的な参加のもとに老人のための各種事業を総合的に行うことによって、

・高齢者をいたわり大切にし

・高齢者の能力を生かし、生きがいを高め

・高齢者の孤独をなくし、住民との交流をふかめ

明るい老後を送ることができるまちづくりを行うものです。

表５　令和７年度　老人のための明るいまち推進事業実績

・いきがいづくり

No.	事　業　名	実　　施　　内　　容	金額(円)
1	高齢者福祉大会	敬老の日に因み、市と小平市社会福祉協議会との共催で高齢者を対象とした行事を催しています。 開催日　令和７年９月12日 場　所　ルネこだいら大ホール 内　容　小平市社会福祉協議会表彰規程の対象者の表彰式、高齢クラブ等の歌やダンス、プロのアーティストによるコンサート等	78,320
2	高齢者のしおりの発行	介護予防・日常生活の支援、生きがいづくりや、社会活動、健康に関すること等の市のサービスを紹介する冊子を公共施設で配布しています。 発 行 部 数　6,000部 ※デイジー版は窓口で配布しています。	204,380

・要援護高齢者支援

No.	事　業　名	実　　施　　内　　容	金額(円)
1	ねたきり高齢者おむつ支給等	65歳以上でねたきり状態にある高齢者の方で、市民税非課税世帯の方におむつの支給等を行っています。 対 象 者　196人（令和８年３月31日現在） 助成内容　月額7,000円以内のおむつの現物支給 またはおむつの購入費用	13,348,415
2	共通入浴券交付	自宅に風呂のない65歳以上の一人暮らし高齢者などを対象に入浴券を配布しています。 対 象 者　10人 交付枚数　１人あたり年間72枚	354,240

・令和７年度小平市健康福祉基金

項　　目	件 数 ・ 金 額
令和７年度基金寄附件数	22件
令和７年度基金寄附金額	1,409,718円
令和７年度寄附金、利子等による基金積立額	1,462,000円
令和７年度一般会計繰入金	0円
令和７年度末基金現在高	30,258,000円

6　敬老記念品贈呈事業（高齢者支援課）

「敬老の日」を祝い、市内に居住する100歳の高齢者に対して敬老記念品を贈呈し、長寿を祝福しました。

（令和７年度実績　67人）

7　介護職員資格取得支援事業（高齢者支援課）

介護人材確保の取組みとして、市内の介護事業所に勤務している方に研修の受講費用を助成しています。

（令和７年度実績　介護職員初任者研修 25人　介護職員実務者研修 12人）

8　介護事業所業務継続支援事業（高齢者支援課）

物価高騰の影響を受けながら、介護サービスを提供している市内の介護事業所の業務継続を支援することを目的とします。

（令和７年度実績　光熱水費等高騰臨時対策補助金　260事業所
食材費高騰臨時対策補助金　123事業所
物価高騰緊急対策支援金　42事業所）

9　その他

前述した事業の他に、高齢者の福祉の向上を図るため、次の事業の実施や制度の案内等を行っています。

- 老齢福祉年金の諸手続き、老齢基礎年金の請求手続き(加入期間がすべて国民年金第１号被保険者の方のみ)（保険年金課）
- 歯科医療連携推進事業（健康推進課）
- 福祉サービス第三者評価の受審費の補助(認知症高齢者グループホーム６か所、居宅介護支援２か所、通所介護２か所、介護老人保健施設１か所)（福祉政策課）
- 生活福祉資金貸付事業（小平市社会福祉協議会）
- 満90歳高齢者に対する表彰事業（小平市社会福祉協議会）
- 介護保険法の規定に基づいたサービスの質の確保及び保険給付等の適正化を図るための市内介護保険サービス事業者に対する指導監査(11事業所)（福祉政策課）

第４節　介護保険制度の推進（高齢者支援課）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活を送り、人生の最後まで人間としての尊厳を全うできるよう、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年４月に創設されました。

令和７年度は、第９期介護保険事業計画期間（令和６年度～８年度）の２年目として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となるなか、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を総合的に推進しました。

第１号被保険者数は、令和７年度末時点で47,447人となり、前年度と比較して1.0%増加しました。要介護・要支援の認定者数は、令和７年度末時点で10,719人で、前年度と比較して0.7%の増加となりました。

今後の高齢化の更なる進展に伴い、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

1　介護保険料

基準額6,180円（１月あたり）

（介護保険法第129条の規定により市の条例で定めた保険料率により算定された保険料額）

2　被保険者数（令和８年３月31日現在）

第１号被保険者数（65歳以上）　47,447人

内訳　前期高齢者（65歳以上75歳未満）　19,628人

後期高齢者（75歳以上）　27,819人

3　要介護等認定状況

表６　認定者数　（令和８年３月31日現在　単位:人）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	1,537	1,653	2,201	1,807	1,241	1,252	765	10,456
第２号被保険者	29	45	32	60	36	32	29	263
総　　数	1,566	1,698	2,233	1,867	1,277	1,284	794	10,719

4　介護サービス受給状況

(1)　居宅介護（介護予防）サービス受給者数

表７　（令和７年度実績（１か月平均）　単位:人）

要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
496	865	1,721	1,554	798	661	408	5,142

(2)　地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数

表８　（令和７年度実績（１か月平均）　単位:人）

要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
4	9	355	297	169	143	99	1,063

(3)　施設介護サービス受給者数

表９　（令和７年度実績（１か月平均）　単位:人）

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	計
834	293	35	1,162

5　保険給付費

表１０

事　業　名	令和７年度実績額
居宅介護サービス費給付	7,479,422,852 円
地域密着型介護サービス費給付	1,832,004,478 円
施設介護サービス費給付	4,190,421,927 円
居宅介護福祉用具購入費給付	21,477,828 円
居宅介護住宅改修費給付	25,668,818 円
居宅介護サービス計画費給付	805,269,305 円
介護予防サービス費給付	319,773,343 円
地域密着型介護予防サービス費給付	15,076,147 円
介護予防福祉用具購入費給付	4,837,813 円
介護予防住宅改修費給付	18,559,611 円
介護予防サービス計画費給付	73,304,571 円
審査支払事務委託	17,829,074 円
高額介護サービス費給付	459,733,117 円
高額介護予防サービス費給付	586,954 円
高額医療合算介護サービス費給付	67,575,630 円
高額医療合算介護予防サービス費給付	709,779 円
特定入所者介護サービス費給付	204,604,353 円
特定入所者介護予防サービス費給付	48,677 円
合　計	15,536,904,277 円

6　地域支援事業

地域支援事業は、要介護または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年４月に創設された事業です。平成28年３月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防給付から、介護予防生活支援サービス事業への移行を行いました。

また、令和６年度から、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、一部の事業について、介護保険事業特別会計から一般会計に移行して実施しています。

(1)　介護予防・日常生活支援総合事業

表１１

事　業　名	令和７年度実績
訪問型サービス	112,073,358 円
通所型サービス	280,870,270 円
介護予防ケアマネジメント	46,802,486 円
高額介護予防サービス費相当	1,009,266 円
高額医療合算介護予防サービス費相当	980,009 円
介護予防把握	15,446,830 円
地域リハビリテーション活動支援	412,800 円
介護予防普及啓発	16,970,750 円
審査支払手数料	1,650,752 円
合　計	476,216,521 円

(2)　包括的支援事業・任意事業

表１２

事　業　名	令和７年度実績
認知症総合支援	26,763,682 円
在宅医療・介護連携推進	12,763,797 円
地域ケア会議推進	600,000 円
介護相談員派遣等	2,365,635 円
介護給付費適正化	0 円
ケアプラン指導研修	891,000 円
居宅介護支援事業者等助成	120,000 円
家族介護教室	528,000 円
認知症高齢者見守り	434,808 円
成年後見制度利用支援	6,554,712 円
認知症サポーター養成	437,728 円
合　計	51,459,362 円

(3)　重層的支援体制整備事業

表１３

事　業　名	令和７年度実績
地域包括支援センター運営	258,394,472 円
地域介護予防活動支援	17,788,819 円
生活支援体制整備	33,095,710 円
合　計	309,279,001 円

第３章　　障　が　い　者　福　祉

第３章　障がい者福祉

第１節　障がい者福祉の動向

近年の社会保障制度改革のもとで、障がい者福祉行政も大きく変動し、障害福祉サービスについては「措置」から「契約」へと利用者の自己決定を尊重した支援費制度を経て、平成18年４月からは、全国どこでも一律のサービスが受給できるようになるなど、一元的にサービスを提供する、障害者自立支援法が施行されました。

平成23年８月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。平成25年４月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正施行され、平成28年４月には障害者差別解消法が施行されるなど、様々な制度改革が行われました。

また、平成28年６月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

こうしたなか、小平市では、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」、「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」の基本理念のもと、令和３年３月に策定した「小平市障がい者福祉計画」（令和３年度～８年度）に掲げる保健・医療・福祉・教育・社会参加・災害時の支援などの各施策を体系的に推進しています。

令和６年３月には、「第七期小平市障害福祉計画」及び「第三期小平市障害児福祉計画」（令和６年度～８年度）を一体の計画として策定し、多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう必要なサービス基盤の整備を進めています。

また、次期の「小平市障がい者計画」（令和９年度～14年度）、「第八期小平市障害福祉計画・第四期小平市障害児福祉計画」（令和９年度～11年度）策定のためのアンケート調査を実施しました。

第２節　障がい者福祉の現況

１　身体障がい者数

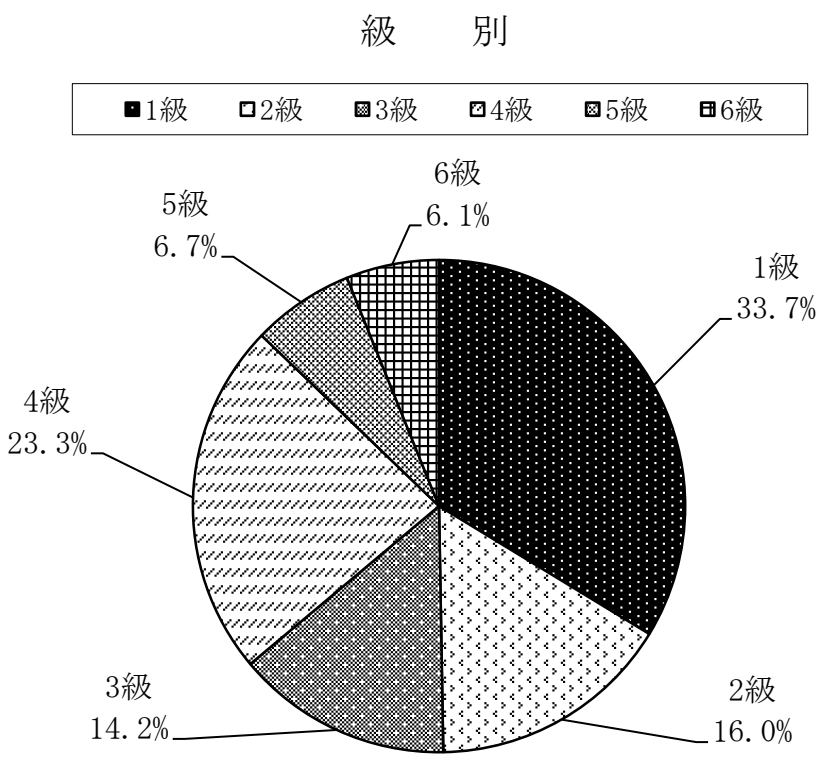
表１　身体障がい者数　（令和８年３月31日）

障がい別／級別	視覚（人）		聴覚（人）		音声言語（人）		肢体（人）		内部（人）		合併（人）		計（人）	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	1	81	0	0	0	0	47	438	9	909	11	161	68	1,589
2級	0	111	9	94	0	0	20	478	0	16	4	56	33	755
3級	0	15	3	41	0	38	12	375	3	173	1	34	19	676
4級	1	26	1	115	0	18	9	486	3	459	0	24	14	1,128
5級	0	44	0	0	0	4	8	271	0	0	0	3	8	322
6級	1	14	2	163	0	0	2	117	0	0	0	1	5	295
計	3	291	15	413	0	60	98	2,165	15	1,557	16	279	147	4,765
総計	294		428		60		2,263		1,572		295		4,912	

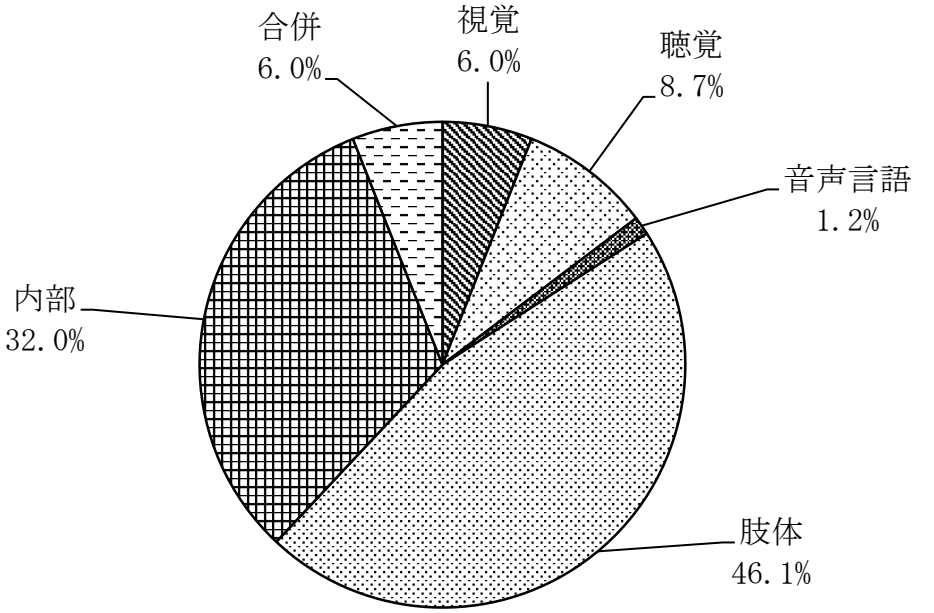
※小平市援護者を抽出

表１の「合併」とは、２つ以上の障がいを併せ持つ人です。

図１　身体障がい別分類（令和８年３月31日）



障 が い 別



2　知的障がい者数

表２　知的障がい者数　（令和８年３月31日）

程度／年齢	最重度（1度）	重度（2度）	中度（3度）	軽度（4度）	計
18歳未満	5人	115人	106人	245人	471人
18歳以上	76人	343人	259人	626人	1,304人
計	81人	458人	365人	871人	1,775人

※小平市援護者を抽出

3　精神障害者保健福祉手帳の交付件数（障がい者支援課）

表３　交付状況　（件）

年度	交付件数	内訳		
		1級	2級	3級
令和3年度	1,300	70	666	564
令和4年度	1,308	83	624	601
令和5年度	1,493	81	686	726
令和6年度	1,544	86	721	737
令和7年度	1,727	83	820	824

なお、精神障害者保健福祉手帳は、有効期限(２年)があるため、各年度の交付件数となっています。

4　心身障がい者数

表４　心身障がい者数の推移　（各年度末日）

障がい別＼年度別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚(人)	297	290	293	287	294
聴覚(人)	415	421	414	408	428
音声言語(人)	63	61	60	59	60
肢体(人)	2,387	2,363	2,335	2,269	2,263
内部(人)	1,560	1,525	1,538	1,546	1,572
合併障がい(人)	311	294	272	272	295
身体障がい者計(人)	5,033	4,954	4,912	4,841	4,912
知的障がい者(人)	1,538	1,577	1,669	1,701	1,775

※小平市援護者を抽出

第３節　障がい者の福祉施策

1　障害者福祉施設管理事業

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、在宅の心身障がい者（児）の福祉増進のため、機能訓練、軽作業、日常生活訓練、各種相談等の事業を実施しています。運営及び管理については、小平市社会福祉協議会が指定管理者となり、２センターを管理しています。

(1)　主な事業

表５　（令和７年度）

事業	内容	たいよう福祉センター	あおぞら福祉センター
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作活動や生産活動等の機会を提供しています。	（定員20人） 240日 延2,963人	（定員45人） 240日 延9,378人
自立訓練（機能訓練）	病気や事故等によって日常生活に支障がある人に、リハビリテーション、生活機能訓練等を行っています。		（定員10人） 178日 延297人

児童発達支援	発達に遅れがある２歳から就学前までのこどもを対象に、機能訓練、言語訓練、音楽活動等を行っています。	（定員24人） 231日 延4,976人	
緊急一時保護	家族の疾病や冠婚葬祭等により、一時的に家庭での介護が受けられなくなった障がい者（児）を預かっています（宿泊を伴う）。事前に登録が必要です。	（定員2人） 0日	（定員2人） 0日
日中一時支援	家族の用事等で、一時的に家庭での介護が受けられなくなった人を預かっています（日帰り）。事前に登録が必要です。	（定員2人） 347件	（定員2人） 500件
言語相談及び訓練	ことばの発達に心配がある１歳半から15歳までのこどもを対象に、ことばに関する相談、訓練を行っています。	228日 延1,759人	238日 延1,916人
相談及び指導	福祉サービスの利用についての相談や、地域で生活していくために困っていることなどの相談に応じています。	児童　1,400件 成人　3,182件	児童　674件 成人　2,879件
発達支援相談	０歳から18歳未満のお子さんの発達にかかわる相談・支援を行っています。心理職による専門相談もあります。	総合相談　899件 専門相談　554件	
保育所等訪問支援	特別な支援が必要なお子さんが利用している保育所等を訪問し、楽しく集団生活が送れるように、相談・支援をしています。	30日	
保護者支援・研修・啓発	ペアレントプログラム及びペアレントメンター事業(※)の運営、研修・啓発活動等を行います。 ※ペアレントプログラム事業とは、こどもの発達について悩む保護者のために、こどもとのかかわり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催する事業です。ペアレントメンター事業は、発達障がいのこどもを育てた経験を持ち、発達障がいの知識や相談技術を身につけたペアレントメンターが、情報提供を行う親カフェ等を開催する事業です。	ペアレントプログラム講座（全3回2コース） 保護者　25人 支援者　4人 親カフェ　12回 発達障がい啓発講演会（全1回） 参加者　69人 小平ペアレントメンター 登録者数　10人	

(2)　その他の事業

① 情報提供、講座等の開催

障がい者への情報提供や、生きがいのある生活の充実を図るための各種事業や地域市民に向けた講座の開催等を実施しています。

② 会議室等の利用

・たいよう福祉センター　会議室等を地域に開放しています。
（令和７年度実績　237団体　1,948人）

・あおぞら福祉センター　ふれあいルーム、多目的ホールを地域に開放しています。
（令和７年度実績　43団体　644人）

③ 施設の見学

・たいよう福祉センター　（令和７年度実績　個人55人・9団体）

・あおぞら福祉センター　（令和７年度実績　個人10人・3団体）

2　自立支援給付等

(1)　介護給付・障害児通所給付（障がい者支援課）

表６　（令和７年３月～令和８年２月）

事　業	内　容	令和７年度実績
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつまたは食事の介護等居宅での援助サービスを行います。	37,715.00時間 230,731,397円
重度訪問介護	自宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等の援助を総合的に行います。	181,401.50時間 741,458,809円
行動援護	行動上著しい困難を伴う場合、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動支援を行います。	15,569.50時間 88,940,719円
同行援護	視覚障がいのため、移動が著しく困難な障がい者等の外出時に同行して視覚的情報の支援、排せつ、食事の介護などを行います。	10,600.00時間 35,630,594円
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	延べ利用日数　8,927日 166,873,791円
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	37人　152,833,253円
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	436人　1,354,890,874円
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	105人　212,813,267円

計画相談等支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施しています。	1,458人	85,208,036円
児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	317人	365,759,177円
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の推進などの支援を行います。	502人	660,664,610円
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	25人	3,061,836円
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	3人	2,070,086円
障害児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。	477人	24,383,982円

(2) 訓練等給付（障がい者支援課）

表７　　（令和７年３月～令和８年２月）

事業	内容	令和７年度実績		
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	3人	1,412,544円	2施設
自立訓練（生活訓練）		71人	74,904,777円	33施設
宿泊型自立訓練		3人	3,661,322円	3施設
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	145人	163,684,103円	66施設
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	36人	70,589,264円	18施設
就労継続支援（B型）		594人	773,628,100円	143施設
就労定着支援	新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業主等との連絡調整、日常生活を行う上での課題に関する助言を行います。	70人	20,744,459円	43施設
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をします。	368人	1,235,394,712円	152施設

自立生活援助	定期的に利用者の住まいを訪ね、日常生活や体調管理等について必要な助言やサポートを行います。	5人	790,997円　2施設

(3)　自立支援医療（障がい者支援課）

表８

事　業	内　容	令和７年度実績
更生医療	身体障がい者の障がいの程度を軽減し、または障がいを除去するために医療が必要な場合に、その医療費を公費で負担します。	入院10人、通院130人 給付件数　1,271件 189,557,372円
精神通院医療	精神障がいのため、通院による精神通院医療を継続的に必要とする場合に、原則として、保険と公費で通院医療費の90%を負担します。	申請受理数　5,144件

(4)　補装具費の支給（購入・修理）（障がい者支援課）

表９　購入・修理状況　（令和７年度）

補装具名	成人				児童				合計			
	購入		修理		購入		修理		購入		修理	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
義手	1	85,574	2	427,393	0	0	0	0	1	85,574	2	427,393
義足	4	2,351,922	11	1,972,721	1	128,377	0	0	5	2,480,299	11	1,972,721
装具（下肢）	33	2,440,042	17	273,465	77	6,609,222	18	174,605	110	9,049,264	35	448,070
装具（靴型）	27	2,762,148	18	193,535	12	1,353,541	4	70,807	39	4,115,689	22	264,342
装具(その他)	0	0	1	10,123	1	48,919	0	0	1	48,919	1	10,123
姿勢保持装置	17	9,128,930	26	1,967,207	19	9,743,190	27	2,909,724	36	18,872,120	53	4,876,931
車椅子(自走用)	8	2,203,010	26	1,860,053	3	1,118,438	3	210,814	11	3,321,448	29	2,070,867
車椅子(介助用)	7	1,769,113	28	1,702,496	10	3,466,127	9	482,358	17	5,235,240	37	2,184,854
電動車椅子(標準型)	2	3,112,414	15	1,967,009	2	3,386,854	2	183,916	4	6,499,268	17	2,150,925
電動車椅子(簡易型)	7	3,658,497	33	2,997,576	1	707,715	0	0	8	4,366,212	33	2,997,576
視覚障害者安全つえ	3	21,953	0	0	0	0	0	0	3	21,953	0	0
眼鏡・義眼	11	314,377	2	36,380	0	0	0	0	11	314,377	2	36,380
補聴器(高度難聴用ポケット型)	2	115,350	0	0	0	0	0	0	2	115,350	0	0
補聴器(高度難聴用耳かけ型)	43	2,506,729	12	276,610	9	1,256,809	3	23,135	52	3,763,538	15	299,745
補聴器(重度難聴用耳かけ型)	15	1,207,482	7	212,632	6	315,152	13	131,297	21	1,522,634	20	343,929

補聴器(その他)	0	0	4	99,408	0	0	0	0	0	0	4	99,408
人工内耳			3	86,130			1	29,700	0	0	4	115,830
車載用姿勢保持装置	0	0	0	0	3	262,939	2	176,835	3	262,939	2	176,835
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行器	1	46,534	0	0	1	106,467	0	0	2	153,001	0	0
歩行補助つえ	1	9,540	0	0	0	0	0	0	1	9,540	0	0
重度障害者用意思伝達装置	1	528,660	0	0	0	0	0	0	1	528,660	0	0
合計	183	32,262,275	205	14,082,738	145	28,503,750	82	4,393,191	328	60,766,025	287	18,475,929

令和７年度実績　　79,241,954円　　615件

3　地域生活支援事業等

(1)　相談支援事業

表１０　身体障がい者相談状況（障がい者支援課）　　（令和７年度）

相談実人員	相談件数計	身体障害者手帳	更生医療	補装具	職業	在宅	施設	医療保健	生活	都営無料乗車券	民営バス乗車券	その他
1,908	3,816	716	40	706	0	128	0	0	0	563	205	1,458

表１１　知的障がい者相談状況（障がい者支援課）　　（令和７年度）

相談実人員	相談件数計	施設		職親	職業	医療保健	生活	教育	在宅	愛の手帳	その他
		知的障害援護	その他								
334	368	15	0	0	0	0	0	0	44	0	309

表１２　精神保健福祉相談状況　（障がい者支援課）　　（令和７年度）

	障害福祉サービス等に関する相談助言、あっせん調整		精神保健福祉相談（一般相談）		合　　計	
	相談者実人数（A）	相談者延人数（B）	相談者実人数（C）	相談者延人数（D）	相談者実人数（A＋C）	相談者延人数（B＋D）
来　　所	189	268	124	248	313	516
電　　話	167	315	196	537	363	852
訪　　問	20	34	80	122	100	156
関係機関連絡	200	661	234	1,011	434	1,672
そ　の　他	4	9	10	46	14	55
合　　計	580	1,287	644	1,964	1,224	3,251

表１３　精神保健福祉相談状況（地域生活支援センターあさやけ）（令和７年度）

	障害福祉サービス等に関する相談助言、あっせん調整		精神保健福祉相談（一般相談）		合　　計	
	相談者実人数（A）	相談者延人数（B）	相談者実人数（C）	相談者延人数（D）	相談者実人数（A＋C）	相談者延人数（B＋D）
来　　所	239	580	206	2,378	445	2,958
電　　話	253	1,527	237	7,739	490	9,266
訪　　問	173	530	0	0	173	530
関係機関連絡	232	1,799	89	562	321	2,361
そ　の　他	0	0	0	0	0	0
合　　計	897	4,436	532	10,679	1,429	15,115

表１４　障がい者相談状況（障がい者地域自立生活支援センターひびき）（令和７年度）

相談件数計	一般相談	訪問相談	関係機関連絡	支援会議
11,346	6,474	548	4,211	113

(2)　日常生活用具給付（障がい者支援課）

在宅の心身障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするため、様々な生活用具を給付しています。令和７年度の給付状況は表１５のとおりです。

表１５　給付状況　（令和７年度）

種　目		成　人		児　童		合　計	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	12	1,921,040	2	236,340	14	2,157,380
	特殊マット	12	764,915	1	63,000	13	827,915
	特殊尿器	0	0	0	0	0	0
	入浴担架	6	533,900	3	214,362	9	748,262
	体位変換器	0	0	0	0	0	0
	移動用リフト	4	959,000	0	0	4	959,000
	訓練椅子	0	0	1	29,790	1	29,790
	浴槽（湯沸器含む）	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具	6	452,830	2	162,000	8	614,830
	便器	1	16,500	0	0	1	16,500
	T字状・棒状のつえ	0	0	0	0	0	0
	歩行支援用具（移動・移乗支援用具）	13	655,098	0	0	13	655,098
	頭部保護帽	2	53,052	1	13,680	3	66,732
	特殊便器	0	0	0	0	0	0
	火災報知器	0	0	0	0	0	0
	自動消火装置	0	0	0	0	0	0
	電磁調理器	0	0	0	0	0	0
	音響案内装置	0	0	0	0	0	0
	聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	ストマ用装具	2,697	24,318,865	0	0	2,697	24,318,865
	紙おむつ等	867	10,224,855	589	5,955,187	1,456	16,180,042
	収尿器	42	275,154	0	0	42	275,154
在宅療養等支援用具	透析液加温器	0	0	0	0	0	0
	ネブライザー（吸入器）	3	102,800	4	102,960	7	205,760

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	6	332,760	7	330,720	13	663,480
	動脈血中酸素飽和度測定器	0	0	0	0	0	0
	盲人用体温計（音声式）	1	9,000	0	0	1	9,000
	盲人用体重計	2	30,600	0	0	2	30,600
	音声血圧計	1	9,680	0	0	1	9,680
	自家発電装置	0	0	0	0	0	0
	蓄電池	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0	0
	情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター等周辺機器）	2	154,000	0	0	2	154,000
	情報・通信支援用具（アプリケーションソフト）	4	359,200	0	0	4	359,200
	点字ディスプレイ	1	346,300	0	0	1	346,300
	点字器	0	0	0	0	0	0
	点字タイプライター	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	4	240,000	0	0	4	240,000
	視覚障がい者用活字文書読上装置	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用拡大読書器	8	1,504,800	0	0	8	1,504,800
	盲人用時計	3	29,700	0	0	3	29,700
	聴覚障がい者用通信装置	0	0	0	0	0	0
	聴覚障がい者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
	人工喉頭	3	209,003	0	0	3	209,003
	埋込型人工鼻	48	1,025,640	0	0	48	1,025,640
	フラッシュベル	0	0	0	0	0	0
	会議用会話拡聴器	0	0	0	0	0	0
	携帯用信号装置	0	0	0	0	0	0
	ガス安全システム	0	0	0	0	0	0
	点字図書	0	0	0	0	0	0
	視覚障害者用防災ラジオ	2	12,040	0	0	2	12,040
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	5	978,000	0	0	5	978,000
	中規模改修	2	1,105,310	0	0	2	1,105,310

住宅改修費	屋内移動設備（機器本体）	3	3,491,300	1	941,800	4	4,433,100
	屋内移動設備（設置費）	3	780,900	1	353,000	4	1,133,900
合　　計		3,763	50,896,242	612	8,402,839	4,375	59,299,081

(3)　在宅生活促進事業（障がい者支援課）

表１６

事　　業	内　　容	令和７年度実績
障害者訪問入浴サービス	重度心身障がい者に巡回入浴車を派遣し組立式浴そうにより居宅において入浴介助を行います。	30人（延べ952人） 13,804,000円
日中一時支援	自宅で介護できない時、日中、施設で､排せつ、食事等の介護を行います。	実利用人数15人 241回 952,734円 (たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターを除く)

(4)　コミュニケーション支援（障がい者支援課）

表１７

事　　業	内　　容	令和７年度実績
手話通訳者・要約筆記者・コミュニケーション支援者派遣	聴覚障がい者・構音障がい者と聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者・コミュニケーション支援者を派遣しています。	・手話通訳者 延べ587回派遣　3,619,700円 ・要約筆記者 延べ 42回派遣　423,013円 ・コミュニケーション支援者 延べ 41回派遣　186,000円
手話通訳者受付配置	聴覚障がい者の市役所での手続き等を円滑にするため健康福祉事務センターに手話通訳者を配置しています。	24回
手話通訳者養成講習会	手話通訳者を養成するため講習会（中級・上級・通訳クラス）を行っています。	各クラス 35回 通訳クラス登録試験対策講座　6回 特別合同講義　3回

(5)　移動支援事業（障がい者支援課）

表１８

事　　業	内　　容	令和７年度実績
移動支援	障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出による移動を支援します。	20,617.0時間 62,060,166円
障害者福祉施設等通所者送迎バス委託	たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター及び緑成会整育園（委託事業）に通所している人の送迎を行っています。	バス 9台 85,163,200円

移動支援従業者養成研修の実施　　１回　　受講者数　12名

同行援護従業者養成研修の実施　　１回　　受講者数　13名

(6)　社会参加促進事業（障がい者支援課）

表１９

事　業	内　容	令和７年度実績
障がい者運動会	障がい者が積極的に外へ出る機会をつくり、健康の増進と親睦交流を深めるため実施しています。	5月18日 参加者　181人
心身障害者運転免許取得費補助	心身障がい者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助します。	2人　329,600円
身体障害者用自動車改造費補助	身体障がい者が就労等に伴い、本人が所有し、運転する自動車の改造（操向装置および駆動装置の一部）に要する費用133,900円を限度として補助します。	3人　401,700円
障がい者作品展	障がい者の創作活動を促すため、毎年、小平市役所ロビー及び中央公民館に障がい者の作品を展示しています。	小平市役所ロビー 12月1日～12月5日 中央公民館 11月26日～11月30日 出品者数 個人　1人（ 1点） 団体 22団体（217点） 入場者　437人
自発的活動支援事業	小平市内の団体が小平市内の障がい事業所等で障がいのある方の社会参加等に係る支援のために訪問型ダンスレッスン・運動プログラムを実施する活動を小平市が支援する。	・訪問型ダンスレッスン 実施回数　25回 支払い金額　500,000円 延べ参加者数(うち障がい者) 710人（371人） ・運動プログラム 実施回数　6回 支払い金額　410,000円 延べ参加者数(うち障がい者) 206人（87人）

(7)　重度障害者等就労支援特別事業（障がい者支援課）

重度障がい者等が通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図ることを目的とします。

表２０　給付状況

区分／年度	実人数	延べ日数	利用時間	金額
令和7年度	1人	33日	78.50時間	172,861円

4　障がい者（児）の手当・医療費の助成

(1)　特別障害者手当支給（障がい者支援課）

昭和61年４月に創設された手当で、精神又は身体に最重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給するものです。

表２１　支給状況

区分／年度	延人員（人）	月　額（円）	金　額（円）
令和3年度	3,404	27,350	92,990,000
令和4年度	3,532	27,300	96,453,300
令和5年度	3,609	27,980	100,570,460
令和6年度	3,712	28,840	106,528,620
令和7年度	3,765	29,590	110,901,470

（注）月額は年度末現在の支給月額を記載

(2)　経過的福祉手当支給（障がい者支援課）

福祉手当は昭和61年３月31日で廃止になりましたが、特別障害者手当や障害基礎年金を受給できない20歳以上の人には経過措置として引き続き福祉手当が支給されます。精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人で昭和61年３月31日現在福祉手当を受給していた人が対象です。

表２２　支給状況

区分／年度	延人員（人）	月 額（円）	金 額（円）
令和3年度	18	14,880	267,840
令和4年度	12	14,850	178,260
令和5年度	16	15,220	242,780
令和6年度	12	15,690	187,340
令和7年度	12	16,100	192,380

（注）月額は年度末現在の支給月額を記載

(3)　障害児福祉手当支給（障がい者支援課）

昭和61年４月に福祉手当が改正され、20歳未満を対象とした障害児福祉手当に名称が変わりました。精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給するものです。

表２３　支給状況

区分／年度	延人員（人）	月　額（円）	金　額（円）
令和3年度	1,061	14,880	15,787,680
令和4年度	1,022	14,850	15,181,950
令和5年度	968	15,220	14,670,430
令和6年度	981	15,690	15,305,270
令和7年度	1,028	16,100	16,484,380

(注)月額は年度末現在の支給月額を記載

(4)　重度心身障害者（児）手当支給（障がい者支援課）

この制度は、心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする人に月額60,000円が都から直接支給されるものです。令和７年12月１日現在の支給者は219人です。

(5)　心身障害者福祉手当支給（障がい者支援課）

身体障害者手帳１級～４級、愛の手帳１度～４度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、指定難病又は特殊疾病で満20歳以上の人に対し支給するものです。

表２４　支給状況

区分／年度	身障手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症			身障手帳3・4級、愛の手帳4度			指定難病又は特殊疾病		
	延人員（人）	月　額（円）	金　額（円）	延人員（人）	月　額（円）	金　額（円）	延人員（人）	月　額（円）	金　額（円）
令和3年度	20,691	15,500 7,750	313,069,000	13,747	7,750 3,800	105,393,750	12,337	7,750 3,800	93,154,850
令和4年度	20,663	15,500 7,750	313,549,500	13,674	7,750 3,800	104,721,350	12,529	7,750 3,800	94,670,500
令和5年度	20,486	15,500 7,750	310,844,750	13,513	7,750 3,800	103,485,450	12,884	7,750 3,800	97,421,750
令和６年度	20,624	15,500 7,750	312,580,750	13,616	7,750 3,800	104,216,550	13,635	7,750 3,800	102,929,950
令和７年度	20,354	15,500 7,750	308,744,500	13,515	7,750 3,800	103,362,700	14,086	7,750 3,800	105,757,650

（注）月額は年度末現在の支給月額を記載

(6)　心身障害者医療費助成（障がい者支援課）

重度の心身障がい者の医療費の一部（健康保険証を使って窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分）を助成するものです。なお、保険のきかないものについては助成されません。

(7)　小児精神病医療費助成（障がい者支援課）

小児精神病の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

（令和７年度実績　申請数 2件　うち新規1件、更新1件、再開0件）

５　交通費等の助成、割引

(1)　心身障がい者ガソリン費補助（障がい者支援課）

この事業は、心身障がい者（児）の足として使用する自動車のガソリン費のうち、これに含まれる税額相当分の費用を補助することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

（令和７年度実績　対象者数1,953人　560,683ﾘｯﾄﾙ　30,276,882円）

(2)　福祉タクシー利用料金補助（障がい者支援課）

この事業は、重度の心身障がい者（児）がタクシーを利用した時に、その料金の一部を補助するもので、タクシー会社43社（美玉交通・小平交通・三和交通多摩小平営業所・三幸交通・グリーンキャブ・東都タクシー無線・西武ハイヤー・ヤマト交通・日本交通立川・田無交通・三和交通多摩・京王自動車・銀星交通・東京都個人タクシー・多摩湖交通・トーショー交通・つくば観光交通・日個連東京都営業・バイユアセルフ・武蔵モビリティサービス・第２こだま・東日本介護タクシー・大和自動車交通立川・立川観光自動車・アイラス・新立川交通・しらゆり・Tamaケアタクシーネットワーク・ピープル・多摩トランスケアサポート・あかしあ・つばさ福祉交通・はやぶさ・小平アットホームケアサービス・ライフケアタクシーHANA・小金井交通・アイファースト・COUSIN・七彩の虹・カルテットタクシー・寿交通・介護タクシー国立・リンク介護タクシー）と協定を結び実施しています。

（令和７年度実績　対象者数 2,157人　　使用枚数 152,481枚　76,240,500円
発行枚数 247,770枚）

(3)　心身障害者有料道路通行料金割引（障がい者支援課）

身体障がい者又は重度障がい者であって、手帳所持者が自ら運転するか、又は重度の障がい者が乗車している場合、所定の手続きをとると有料道路の通行料金が50％引きになります。

（令和７年度実績　申請件数 759件）

(4)　都営交通無料乗車券発行（障がい者支援課）

身体障がい者、知的障がい者、生活保護者、児童扶養手当受給世帯員等に交付されます。

（令和７年度実績　発行枚数 930枚）

(5)　精神障害者都営交通無料乗車券発行（障がい者支援課）

精神障害者保健福祉手帳保持者に交付されます。

（令和７年度実績　発行枚数 246枚 うち新規183枚、継続57枚、再発行5枚、変更1枚）

(6)　心身障害者民営バス乗車割引証及び定期券割引購入申込書交付（障がい者支援課）

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けた人は、民営バスの運賃が50％引き、定期は30％引きで利用できます。

（令和７年度実績　発行枚数 213枚 うち普通乗車券212枚、定期乗車券1枚）

(7)　福祉バス（リフト付）の運行（障がい者支援課）

この事業は、下肢・体幹機能障がい等により車椅子を使用しなければ歩行が困難な身体障がい者のために、リフト付自動車３台（おおぞら１号、２号、３号(１台当り７人乗)）を運行して社会参加を促進し、福祉の向上を図っています。

（令和７年度実績　延べ利用者 1,644人　走行距離 10,291㎞　事業費 26,400,000円）

６　その他の事業

(1)　重度脳性麻痺者介護人派遣（障がい者支援課）

20歳以上の障害程度が１級の重度脳性麻痺者に介護人を派遣し、屋外活動への手引き、日常生活の援助等を行っています。なお、介護人は障がい者の推薦する人とし、介護日数に応じた手当を支給します。

（令和７年度実績　利用者 3人　介護日数延べ 432日　事業費 2,833,920円）

(2)　心身障害者（児）通所訓練委託（障がい者支援課）

この事業は、重度の知的障がい者及び重度の肢体不自由が重複している人、並びに小学校就学前の心身障がい児の訓練、日常生活の指導及び療育等を緑成会整育園に委託しています。

（令和７年度定員　成人 12人　児童 7人　56,556,000円）

(3)　障害者就労支援（障がい者支援課）

心身障がい者（児）の就労を支援するため、就労・生活支援センターほっとを中心に障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進し、障がい者の自立を支援しています。

・就労・生活支援センターほっと　　登録者数 674人

・障害者就労支援事業　　新規就労者数 27人

就労支援・生活支援実績延件数 6,786件

・市役所内職場実習　　78回　実習者実人数 61人

・障がい者緑化推進事業

障がい者が公園や屋上などに植栽し緑を創出・保全することにより、CO_2の削減に貢献し、就労機会を拡大するものです。

令和７年度　３か所

・障がい者地域開拓･施設販売促進事業

市内障がい者施設等において作成・製造している製品の販売を市役所本庁舎において実施し、障がい者の就労支援及び市民に対する障がいや障がい者に対する理解促進と福祉の増進を図りました。また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労希望者の開拓及び施設や企業等への働きかけを行いました。

販売回数：４回　（日数：20日間）　　実習者実人数　25人

(4)　重度身体障害者等救急通報システム（障がい者支援課）

ひとりぐらしの在宅重度身体障がい者等（18歳以上）が、病気、事故等の緊急事態におちいった場合に備え、通報装置を設置し、障がい者の安全を図っています。

（令和７年度実績　対象者 4人　221,760円）

(5)　身体障害者福祉電話使用料補助（障がい者支援課）

外出困難な重度身体障がい者の事故の未然防止、孤独感の解消を図るため、貸与している福祉電話の使用料（基本料金と月600円までの通話料金）を補助しています。さらに昭和58年度より自己所有の電話についても市が補助しています。

（令和７年度実績　対象台数 6台 うち市所有5台、自己所有1台　102,282円）

(6)　心身障害者（児）短期入所補助（障がい者支援課）

この事業は、障がい者(児)へのショートステイサービスの提供を維持するために、緑成会整育園及び小金井聖ヨハネ短期入所に補助するものです。小金井聖ヨハネ短期

入所への補助については、令和７年度をもって終了しました。

（令和７年度実績　3,190,250円）

(7)　福祉団体育成補助（障がい者支援課）

心身障がい者の団体に対し、運営費の一部を補助しています。令和７年度の対象は次の４団体です。

① 小平市身体障害者協会	補助金	128,000円
② 小平市聴力障害者協会	補助金	25,000円
③ 小平肢体不自由児者父母の会	補助金	128,000円
④ 小平手をつなぐ親の会	補助金	128,000円

(8)　市営プール無料利用券交付（障がい者支援課）

市営プール夏期開設期間中、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、及び付添い者に対して無料利用券を交付しています。

(9)　心身障害者扶養年金・心身障害者扶養共済制度（障がい者支援課）

この制度は、心身障がい者を扶養する保護者が死亡したときに残された障がい者に対して月額30,000円（特約付加入の場合は40,000円）の年金が都から直接支給されるものです。平成18年度で本制度は、廃止になりましたが、これまでの年金受給者は、引き続き年金を受給できます。また、平成20年４月１日より、東京都心身障害者扶養共済制度が新たに始まりました。この制度は心身障がい者を扶養する保護者が死亡したときに残された障がい者に対して、月額20,000円（２口加入の場合は、40,000円）の年金が支給されるものです。令和８年３月１日現在の加入者は23人です。

(10)　障がい者のしおり発行（障がい者支援課）

障がい者が受けられる福祉制度の理解と活用を図るため、「障がい者のしおり」を作成し、障がい者に配布しています。

(11)　療育支援事業（白梅学園大学・障がい者支援課）

市内在住の発達障がい児の療育の促進とともに、発達障がいについての理解を深める活動を実施することを目的とします。

実施回数 全91回　　延べ参加人数 938人（児童・保護者等）

（他、学生・教員等延べ701人）

(12)　障がい者自立体験事業（障がい者支援課）

障がい者の自立促進のための一環として自己選択･自己決定を尊重した支援のもと、障がい者の特性や課題の克服に対し状況等にあった宿泊体験事業を実施し、日常生活を営む上で必要と思われる知識の習得や本人の意欲や向上心を高めることにより、障がい者の自立の一層の促進に資することを目的とします。

令和７年度は次のとおりです。

２事業所　　実施日数 計84日

(13)　入居支援・居住継続支援事業（障がい者支援課）

市内にある民間賃貸住宅への入居を支援することにより、住み慣れた地域に引き続き居住することを希望する障がい者に対し、地域において自立した生活を送るための環境を整備することを目的とします。

相談件数 78件　　入居保証料の助成　０件

(14)　ヘルプマーク・ヘルプカード（障がい者支援課）

地域での障がいのある人への理解を促進し、緊急時・災害時、または日常生活の中で困ったときに支援を受けやすくするために、東京都が作成を始めたマークで、ヘルプカードには、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載する用紙を添付しています。

(15)　障害者差別解消法の啓発（障がい者支援課）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するために、障害者差別解消法について啓発しています。

・啓発ティッシュの配布

・市民向け講演会の実施　令和7年12月6日　福祉会館小ホール　参加者39人

(16)　障がい事業所等業務継続支援事業（障がい者支援課）

物価高騰の影響を受ける中で、障がいサービスを提供している市内の障がい事業所等の業務継続を支援することを目的とします。

光熱水費等高騰臨時対策補助金　　支給件数 236件（2回実施）

食材費高騰臨時対策補助金　　支給件数　92件

(17)　重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業（障がい者支援課）

自宅に看護師または准看護師を派遣し、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで、在宅生活を送っている医療的ケアが必要な重症心身障がい児等の健康の保持

と、その家族の負担の軽減及び就労支援を図ることを目的とします。

（令和７年度実績　延べ時間 102.5時間　延べ利用日数 42日　金額 758,670円
文書料助成 16,350円）

(18)　心のサポーター養成事業（障がい者支援課）

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える人に対して傾聴を中心とした支援ができる心のサポーターを養成することにより、地域住民への普及啓発を進めることを目的としています。

・心のサポーター養成研修の実施　令和8年1月20日　福祉会館小ホール　参加者30人

7　その他

前述した事業の他に、在宅の障がい者（児）の福祉の向上を図るため、次の事業の実施や制度のご案内等を行っています。

・ 障害基礎年金、特別障害給付金の請求手続き（保険年金課）
・ 生活福祉資金貸付事業（小平市社会福祉協議会）
・ 保育園・幼稚園巡回相談事業（保育課）

第４章　　児　　童　　福　　祉

第４章　児童福祉

第１節　児童福祉の動向

これまでの児童福祉に関する施策は、児童福祉法（昭和22年）をはじめとし、知的障害者福祉法（昭和35年）、児童扶養手当法（昭和36年）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年）、母子保健法（昭和40年）、児童手当法（昭和46年）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）等の法令に定められている体系に沿って種々の措置が講じられています。

しかし、近年は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て力の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、複雑・多様化している保育需要や児童をめぐる問題に的確に対応することが困難になってきています。

このような中、次代の社会を担うこどもたちが幸せに育つことのできる良好な地域環境の整備や、子育てをする人が、子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが求められています。

平成24年８月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年４月から始まる「子ども・子育て支援新制度」に円滑に対応するため、「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を基本理念とする「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年３月に策定し、計画の推進においては、「子ども・子育て支援法」により「小平市子ども・子育て審議会条例」に基づいて設置した「子ども・子育て審議会」にも審議を諮り、事業を展開しています。

平成30年に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育ての実態や潜在的なニーズの把握を行い、令和２年３月に「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度～６年度）を策定しました。

令和４年に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立しました。令和５年には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。また、市では令和４年の児童福祉法等の改正により、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」を令和６年度から設置しました。

令和７年３月には子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の改正と、市の現状と課題を踏まえた「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～11年度）」を策定し、令和８年３月にはこども基本法で定める「市町村こども計画」として新たに「こだいらこども・若者みらいプラン（令和８年度～16年度）」を策定しました。

第２節　児童福祉の現況

１　保育園

(1)　保育実施（保育課）

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。入園の要件は、保育にあたる保護者がつぎのいずれかに該当している場合です。

①市町村が定める時間（月48時間）以上労働することを常態とすること。

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（出産月及び前後２か月の５か月）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑥求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。（入園後３か月以内に就労開始が条件）

⑦その他、何らかの理由で児童を保育できないこと。

(2)　保育園等入園申請及び募集（保育課）

令和８年４月現在、小平市の認可保育園は、市立保育園が６園、私立保育園が42園となっています。（表４）

表１は、令和８年４月１日現在の申請及び募集状況です。

表１　入園申請及び募集状況

年齢／件数	R2．4．2以降の出生 ～５歳	R3．4．2以降の出生 ～４歳	R4．4．2以降の出生 ～３歳	R5．4．2以降の出生 ～２歳	R6．4．2以降の出生 ～１歳	R7．4．2以降の出生 ～０歳	合 計
申請件数	13	36	152	193	616	369	1,379
募集件数	41	33	87	61	405	319	946

（認定こども園・地域型保育を含む）

(3)　年次・年齢別保育実施状況（保育課）

表２は管外委託を含めた入園の年次別年齢別推移を示したものです。

表２　年齢別入園状況　（各年４月１日）

年齢別／年度	入園人員（人）	４歳児以上（人）	３歳児（人）	２歳児（人）	１歳児（人）	０歳児（人）	管外(再掲)（人）
令和4年度	3,835	1,395 (36.4%)	738 (19.2%)	744 (19.4%)	666 (17.4%)	292 (7.6%)	62
令和5年度	3,920	1,467 (37.4%)	745 (19.0%)	744 (19.0%)	668 (17.0%)	296 (7.6%)	78
令和6年度	3,947	1,524 (38.6%)	721 (18.3%)	759 (19.2%)	667 (16.9%)	276 (7.0%)	93
令和7年度	3,929	1,485 (37.8%)	732 (18.6%)	738 (18.8%)	681 (17.3%)	293 (7.5%)	84
令和8年度	3,930	1,475 (37.5%)	727 (18.5%)	753 (19.2%)	680 (17.3%)	295 (7.5%)	101

(4)　理由別保育実施状況（保育課）

表３は、各年度の４月１日付で新規に入園した入園児の保育を必要とする理由別の表です。

表３　理由別入園状況　（各年４月１日）

理由別／年度	新規入園人員	居宅外労働		居宅内労働		その他	
		外勤（人）	その他（人）	自営（人）	内職（人）	出産・疾病心障介護等（人）	その他（人）
令和4年度	887	568 (64.0%)	138 (15.6%)	87 (9.8%)	0 (0.0%)	30 (3.4%)	64 (7.2%)
令和5年度	953	722 (75.7%)	114 (12.0%)	71 (7.5%)	0 (0.0%)	23 (2.4%)	23 (2.4%)
令和6年度	809	618 (76.4%)	76 (9.4%)	67 (8.3%)	0 (0.0%)	17 (2.1%)	31 (3.8%)
令和7年度	852	657 (77.1%)	74 (8.7%)	78 (9.2%)	0 (0.0%)	17 (2.0%)	26 (3.0%)
令和8年度	847	697 (82.3%)	53 (6.3%)	64 (7.5%)	0 (0.0%)	15 (1.8%)	18 (2.1%)

※転園者及び管外受託者は除く。

表４　認可保育園一覧　　（令和８年４月１日）

保育園名	所在地	定員(人)		開園年月日
		３歳未満	３歳以上	
市立大沼保育園	大沼町2－2－8	42	84	S38.2.1
市立喜平保育園	喜平町3－2－36	30	84	S40.10.1
市立小川保育園	小川町1－983	30	84	S45.4.20
市立小川西保育園	小川西町5－13－22	42	67	S45.9.1
市立上宿保育園	小川町1－308	42	67	S51.5.1
市立上水南保育園	上水南町3－8－2	39	67	S53.4.1
私立ゆたか保育園	学園東町575－35	40	60	S36.4.1
私立花小金井愛育園	花小金井1－26－10	36	64	S40.3.1
私立れんげ萩山保育園	小川東町4－3－18	45	90	S48.4.1
〃　分園	小川東町4－3－1	24	0	H14.4.1
私立こぶし保育園	鈴木町1－148	31	69	S48.7.1
私立小平にこにこ保育園	小川東町1－38－18	35	65	S55.4.1
〃　分園	小川東町1－30－9	20	0	H13.4.1
私立よつぎ第三保育園	津田町3－25－10	45	0	S55.4.1
〃　分園	学園西町2－23－4	24	0	H13.4.1
私立白梅保育園	花小金井南町2－12－5	30	0	S56.4.1
私立ひめゆり保育園	天神町2－6－1	40	0	S58.4.1
私立にじいろ保育園上水本町	上水本町4－11－9	28	39	H24.4.1
私立コビープリスクールこだいら	大沼町1－3－8	27	33	H25.4.1
私立うめのき保育園	鈴木町2－186－4	31	69	H25.4.1
私立たのしい森保育園	小川町1－3004－5	28	33	H25.4.1
私立花小金井にこにこ保育園	花小金井4－11－22	36	52	H25.6.1
私立やさしい森保育園	鈴木町1－463－1	31	39	H26.4.1
私立Gakkenほいくえん花小金井	花小金井3－1－21－1	36	54	H26.4.1
私立ドリームキッズ花南保育園	花小金井南町1－8－10	22	24	H26.5.1
私立アスク花小金井保育園	花小金井6－16－3	27	33	H26.6.1
私立てんじん保育園	天神町2－11－26	27	33	H26.7.1
私立小平一橋学園雲母保育園	喜平町1－1－2	27	33	H27.4.1
私立まなびの森保育園新小平	小川町2－1316－1	27	33	H27.4.1
私立すずのき台保育園	鈴木町1－166－1	44	78	H27.4.1
私立まるやま保育園	小川東町1－32－13	30	0	H27.4.1
私立うれしい森保育園	鈴木町2－147－10	35	45	H28.4.1
私立小平花小金井雲母保育園	花小金井南町2－10－40	27	33	H28.4.1
私立学園まるやま保育園	学園東町2－6－35	27	33	H28.6.1
私立仲町にこにこ保育園	仲町351－38	35	45	H28.7.1
私立ふれあいの森保育園	学園西町2－9－17	26	54	H29.4.1

私立小平学園西雲母保育園	学園西町3－27－14	27	33	H29.4.1
私立小平なみき保育園	仲町304－1	50	0	H29.4.1
私立ゆりのこ保育園	仲町521	38	0	H29.4.1
私立美園おひさま保育園	美園町3－18－11	31	39	H29.4.1
私立プチ・ふたば保育園	鈴木町1－344	30	0	H29.4.1
私立このはな保育園	花小金井7－27－1	40	51	H29.4.1
私立しあわせの森保育園	花小金井南町1－6－20	30	50	H31.4.1
私立すこやかな森保育園	鈴木町2－865－8	31	39	R2.4.1
私立花小金井おひさま保育園	花小金井南町3－34－49	29	51	R3.6.1
私立まなびの森保育園花小金井	回田町315－7	32	48	R4.4.1
私立こだすずコスモ保育園	鈴木町2－621－21	32	48	R4.4.1
私立あゆみの森保育園	花小金井南町2－3－19	26	39	R4.4.1
私立なかまち保育園	仲町7－19	42	79	R6.4.1
私立はなこがねい保育園	花小金井5－41－11	33	67	R6.4.1
私立小平どろんこ保育園	津田町3-33-13	30	78	R7.4.1

(6)　小規模保育事業（保育課）

小規模保育事業は、定員６人から19人の比較的小規模な環境で０歳児から２歳児を対象に預かる保育施設です。

令和８年４月現在、小平市の小規模保育事業は２園です。（表５）

表５　小規模保育事業一覧

保育園名	所在地	定員(人)
		2歳以下
はぐみい保育園	小川西町4－14－26	18
こだはなコスモ保育園	花小金井南町1－25－33－1F	19

(7)　家庭的保育事業（保育課）

家庭的保育事業は、定員３人から５人の家庭的な雰囲気の中で０歳児から２歳児を対象に預かる保育施設です。

令和８年４月現在、小平市の家庭的保育事業は７施設です。（表６）

表６　家庭的保育事業一覧

保育施設名	所在地	定員(人)
		2歳以下
大場家庭的保育室	小川町1－801－53	5
木村家庭的保育室	上水本町1－24－7	4
かかず家庭的保育室	回田町238－13	5
しみず家庭的保育室	鈴木町1－212－14	5
いぐち家庭的保育室	花小金井3－7－2	4

こばやし家庭的保育室	中島町16－17	5
はなっこ家庭的保育室	花小金井8－7－15	5

(8)　東京都認証保育所・家庭福祉員（保育課）

東京都認証保育所・家庭福祉員の制度は、主に０歳児から３歳未満児を中心に預かる保育施設です。

令和８年４月現在、認証保育所９か所・家庭福祉員３施設があります。

(9)　認可保育園等の指導監査（福祉政策課）

子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、市内の認可保育園等に対し、指導監査を実施します。

令和７年度は、認可保育園等11事業所に対して実施しました。

2　学童クラブ（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

学童クラブは、小学校低学年児童（１年～３年、ただし心身に障がいのある児童については６年まで）で、放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない児童のために、学童クラブ指導員が保護者にかわって余暇指導や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図るものです。

学童クラブの設置状況は次のとおりです。（表７）

表７　学童クラブ一覧表　（令和８年３月31日）

学童クラブ名	所在地	設置場所	児童定員（人）	開設年月日
一小クラブ	小川町1－1082	体育館併設	40	S47.4.1
二小クラブ第一	仲町310	学校敷地内独立	60	S43.4.22
二小クラブ第二	仲町310	体育館併設	30	R5.4.1
三小クラブ第一	回田町118	体育館併設	40	S49.4.1
三小クラブ第二	回田町118	校内併設	40	H19.4.1
四小クラブ第一	学園西町1－34－1	学校敷地内独立	60	S43.4.20
四小クラブ第二	学園西町1－34－1	校内併設	30	H29.4.1
五小クラブ第一	花小金井6－24－1	校内併設	60	S46.4.1
五小クラブ第二	花小金井6－24－1	校内併設	40	H31.4.1
五小クラブ第三	花小金井6－24－1	校内併設	40	H31.4.1
六小クラブ第一	小川東町3－1－2	校内併設	60	S46.4.1
六小クラブ第二	小川東町3－1－2	学校敷地内独立	40	H21.2.1
七小クラブ第一	大沼町1－22－1	体育館併設	40	S38.12.1
七小クラブ第二	大沼町1－22－1	校内併設	40	H11.4.1

七小クラブ第三	大沼町1－22－1	校内併設	40	H13.9.1
八小クラブ第一	鈴木町1－355	体育館併設	40	S47.4.1
八小クラブ第二	鈴木町1－400－7	学校隣接地独立	60	R3.4.1
八小クラブ第三	鈴木町1－400－7	学校隣接地独立	60	R3.4.1
九小クラブ第一	鈴木町1－82	体育館併設	40	S44.6.1
九小クラブ第二	鈴木町1－82	校内併設	40	H12.4.1
十小クラブ第一	上水本町4－4－1	体育館併設	40	S53.4.1
十小クラブ第二	上水本町4－4－1	学校敷地内独立	40	H26.4.1
十小クラブ第三	上水本町4－1－13	学校隣接地独立	40	H29.4.1
十一小クラブ第一	花小金井4－16－1	学校敷地内独立	60	S50.4.1
十一小クラブ第二	花小金井4－16－1	体育館併設	30	H28.4.1
十二小クラブ第一	小川町1－464	体育館併設	40	S49.4.1
十二小クラブ第二	小川町1－464	校内併設	40	R3.4.1
十二小クラブ第三	小川町1－464	校内併設	40	R3.4.1
十三小クラブ第一	小川西町1－22－1	学校敷地内独立	40	S45.4.18
十三小クラブ第二	小川西町1－22－1	体育館併設	40	H10.4.1
十四小クラブ第一	仲町33	学校敷地内独立	40	S49.4.1
十四小クラブ第二	仲町33	学校敷地内独立	40	H21.2.1
十五小クラブ第一	小川町2－1136	学校敷地内独立	40	S49.4.1
十五小クラブ第二	小川町2－1136	体育館併設	30	H28.4.1
花小金井小クラブ第一	花小金井1－35－1	体育館併設	40	S53.4.1
花小金井小クラブ第二	花小金井1－35－1	校内併設	40	H31.4.1
花小金井小クラブ第三	花小金井1－36－9	校内併設	40	R7.4.1
鈴木小クラブ	鈴木町1－450	体育館併設	40	S51.4.1
学園東小クラブ第一	学園東町2－15－1	体育館併設	40	S52.4.1
学園東小クラブ第二	学園東町2－15－1	学校敷地内独立	40	H23.4.1
上宿小クラブ第一	小川町1－327	体育館併設	※(40)	S55.4.1
上宿小クラブ第二	小川町1－327	学校敷地内独立	60	H30.4.1

※上宿小クラブ第一は休クラブ中　　総児童定員　1,800人

3　児童館（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であって、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。

施　設	所　在　地	開設年月日
花小金井南児童館	花小金井南町3-3-17 （花小金井南地域センターに併設）	H14.2.1

小川町二丁目児童館	小川町2-1154 （小川町二丁目地域センターに併設）	H19.2.2
小川町一丁目児童館	小川町1-3045 （小川町一丁目地域センターに併設）	H25.3.15

4　入院助産施設に対する入所（生活支援課）

(1)　入所状況

入院助産制度は、妊産婦が出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦が入院し助産を受ける費用を助成する制度です。

市内では、公立昭和病院が助産施設として指定を受け利用されています。

表８　入所状況　（令和７年度）

施設名等	公立昭和病院	その他の病院	計
入所人員	2	0	2

表９　入所状況年次推移

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人　数	2	8	9	7	2

(2)　階層別入所

表１０は、令和７年度の入院助産施設利用者を階層別にみたものです。

表１０　階層別入所人員状況　（令和７年度）

階　層	階層区分					
	A	B	C		D	
			1	2	1－1	1－2
入所人員	1	1	0	0	0	0
比　率	50%	50%	0%	0%	0%	0%

（注）Ａ＝生活保護法による被保護世帯　　Ｃ＝市民税課税世帯

Ｂ＝市民税非課税世帯　　Ｄ＝所得税課税世帯

5　母子生活支援施設（生活支援課・こども若者みらい課（旧子育て支援課））

18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のためこどもの養育が十分にできない場合に、母と子が入所できる児童福祉施設です。

（令和７年度実績　3世帯　8名）

表１１　入所状況年次推移

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世　帯	1	0	2	2	3

6　認定こども園（保育課）

認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設です。子育てに関する相談や親子の集いの場を提供する子育て支援事業も行っています。

令和８年４月現在、小平市の認定こども園は６園です。

施設名　　小平花小金井こども園（小平花小金井幼稚園・さくらんぼ保育園）
まるやまこども園（丸山幼稚園）
ひめゆりこども園（小平姫百合幼稚園）
めぐみこども園（小平学園幼稚園）
小平神明こども園（小平神明幼稚園・神明けやきっこ保育園）
小平みどりこども園（小平みどり幼稚園・わかば保育園）

7　幼稚園アットホーム事業（保育課）

保育園の待機児解消及び子育て家庭の負担の軽減を図るため、私立幼稚園が午前７時30分から午後６時30分まで園児を預かる保育事業に対して、市が補助を行っています。

令和８年４月現在、３施設で実施しています。

施設名　　なおび幼稚園・弥生台幼稚園・たかのだい幼稚園

8　一時預かり事業（保育課）

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態など様々な事情により、一時的にお子さんを認可保育園でお預かりします。

令和８年４月現在、10施設で実施しています。

施 設 名　　れんげ萩山保育園分園・こぶし保育園・小平にこにこ保育園・にじいろ保育園上水本町・コビープリスクールこだいら・うめのき保育園・小平一橋学園雲母保育園・小平花小金井雲母保育園・はなこがねい保育園・小平どろんこ保育園

保育時間　　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00

9　緊急一時保育（保育課）

市内にお住まいで、次のいずれか緊急とされる事由に該当する、満１歳から就学前までの健康なお子さんを、一時的に市立保育園で保育します。

ア　保護者が死亡・行方不明などで不在のとき

イ　保護者が傷病または出産で入院、若しくは療養の必要があるとき

ウ　保護者が親族などの看護にあたる必要があるとき（重度かつ緊迫した状況の場合）

エ　保護者が災害・事故などにより保育ができないとき

実施園　　市立保育園全園

10　定期利用保育事業（保育課）

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイムなどの就労により日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんをお預かりします。

施設名　　やさしい森保育園(令和７年４月～令和８年３月)

小平花小金井雲母保育園(令和７年４月～令和８年３月)

うれしい森保育園(令和７年４月～令和８年３月)

すずのき台保育園(令和７年４月～令和８年３月)

しあわせの森保育園(令和７年４月～令和８年３月)

すこやかな森保育園(令和７年４月～令和８年３月)

ゆたか保育園(令和７年４月～令和８年３月)

11　病児・病後児保育事業（保育課）

生後６か月から小学校就学前までの、病気やけが、またはその回復期にあるお子さんを、一時的にお預かりして保育を行います。

※申し込み前に、施設ごとに事前登録が必要です。

令和８年４月現在、対象を小学生の一部まで拡充し、３施設で実施しています。

施　設　名	所　在　地	保 育 時 間
たんぽぽ病児保育室	栄町2－10－6 (ちあきこどもクリニック併設)	月～土曜日(木曜日・祝日・年末年始を除く) 8：30～18：30
病児・病後児保育室 あいびー	花小金井5－1－4 (公立昭和病院の職員用保育園に併設)	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8：00～18：00
病児・病後児保育室 なみき	仲町302－1 (小平なみき幼稚園・小平なみき保育園併設)	月～水曜・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9：00～18：00 土曜日(祝日・年末年始を除く) 9：00～正午

12　子育てふれあい広場事業（保育課）

乳幼児と子育て中の保護者を対象とした相談や保護者同士の交流を行っています。

実施場所　　市立保育園全園

13　子ども家庭在宅サービス（ショートステイ）（こども家庭センター）

保護者の疾病、出産、育児不安等の精神上の理由などにより、児童の養育が困難となった場合に、市が指定する施設で一時的に日帰り及び宿泊を伴う養育を行います。

施設名　　東京サレジオ学園

14　子ども家庭支援センター事業（こども家庭センター）

こどもと家庭に関する悩みや児童虐待に関する相談、子育て中の親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。

所　　在　　地　　小川東町4－2－1 小平元気村おがわ東2階

電　　話　　042-348-2100

相 談 専 用 電 話　　042-348-2102

虐待ほっとライン　　042-347-3192

開　設　時　間　　火～土曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～18：00

15　ファミリー・サポート・センター事業（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

育児の援助を行う方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が会員となる相互援助活動を支援します。

場　　所　　小川東町4－2－1　小平元気村おがわ東2階

電　　話　　042-348-1780

開設時間　　月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

16　こども広場事業（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

専門のスタッフが子育ての相談、保護者の交流、こどもの遊びの指導、子育て情報の提供、講習会などを行っています。

こども広場

場　所	住　所	開設日
花小金井南児童館	花小金井南町3－3－17	月曜～日曜日
小川町二丁目児童館	小川町2－1154	
小川町一丁目児童館	小川町1－3045	
中島地域センター	中島町26－9	月曜～土曜日
上水本町地域センター	上水本町3－11－11	
小川東町地域センター	小川東町1805	
天神地域センター	天神町4－3－1	
大沼地域センター	大沼町2－17－33	
さわやか館	花小金井4－21－2	

出張こども広場

場　所	住　所	開設日
美園地域センター	美園町1－19－2	月曜日
学園西町地域センター	学園西町2－12－22	
鈴木地域センター	鈴木町1－400	水曜日
小川西町中宿地域センター	小川西町2－30－1	水曜日・第１日曜日
小川東第二地域センター	小川東町5－9－1	木曜日
喜平地域センター	喜平町1－10－9	
学園東町地域センター	学園東町2－16－11	木曜日・第２日曜日
御幸地域センター	御幸町58	金曜日・第３日曜日
小川西町地域センター	小川西町5－4－17	金曜日

※施設の休館日を除く。地域センターは第１・３火曜日（祝日の場合はその翌日以降の直近の平日）、年末年始。さわやか館は日曜日・祝日、年末年始。

17　子育て世帯訪問支援事業（こども家庭センター）

１８歳までの児童を養育する者、又は特定妊婦で、家族から援助を受けられない家庭に、家事・育児のサポート、乳幼児健康診査等の付き添いなど、養育支援をするヘルパーを派遣します。

第３節　児童の手当

1　児童手当支給（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

15歳到達後最初の３月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を監護している人に支給しています。平成22年４月から子ども手当になり、平成24年４月から児童手当になりました。（表１２）

表１２　支給状況　　（各年３月31日）

区分／年度	延人員(人)	月　額　(円)			金 額（円）
令和3年度	278,499	３歳未満	一律	15,000	2,833,195,000
		３歳以上小学校修了前	第１・２子	10,000	
			第３子以降	15,000	
		中学生	一律	10,000	
		特例給付	一律	5,000	
令和4年度	262,349	３歳未満	一律	15,000	2,710,675,000
		３歳以上小学校修了前	第１・２子	10,000	
			第３子以降	15,000	
		中学生	一律	10,000	
		特例給付	一律	5,000	

令和 5年度	251,781	3歳未満	一律　15,000	2,618,405,000
		3歳以上 小学校修了前	第１・２子　10,000	
			第３子以降　15,000	
		中学生	一律　10,000	
		特例給付	一律　5,000	
令和 6年度	271,764	3歳未満	第１・２子　15,000	3,030,435,000
			第３子以降　30,000	
		3歳以上 高校生年代	第１・２子　10,000	
			第３子以降　30,000	
令和 7年度	324,208	3歳未満	第１・２子　15,000	4,002,525,000
			第３子以降　30,000	
		3歳以上 高校生年代	第１・２子　10,000	
			第３子以降　30,000	

※令和６年度は、令和６年10月分からの制度改正後の月額

2　児童扶養手当支給（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくは、これと同様の状態にある児童で、18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童、又は20歳未満で一定以上の障がいがある児童を監護又は養育している人に支給しています。（表１３）

表１３　支給状況　（各年３月31日）

	区分		延人員（人）	金額（円）
令和 7年度	全部支給		6,119	285,030,850
	一部停止		3,976	116,984,480
	加算額	２子加算	3,650	37,647,630
		３子以降加算	1,094	11,690,520

（注）支給月額は、受給者の所得に応じて全部支給もしくは一部停止となっている。

3　特別児童扶養手当支給（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。（表１４）

・身体障害者手帳おおむね　　１級～３級

・愛の手帳おおむね　　１度～３度

・上記と同程度の疾病もしくは身体や精神の障がいがある

表１４　支給状況　（各年３月31日）

区分／年度	等級　１級		等級　２級	
	受給者(人)	月額(円)	受給者(人)	月額(円)
令和3年度	109	52,500	59	34,970

令和4年度	110	52,400	64	34,900
令和5年度	119	53,700	70	35,760
令和6年度	119	55,350	77	35,860
令和7年度	116	58,450	74	38,930

(注)障がいの程度に応じて、等級が異なる。

4　児童育成手当支給（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

ア．育成手当

父又は母が死亡し、もしくは障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳到達後最初の３月31日までの間にある児童を監護している人に支給しています。

イ．障害手当

つぎのいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している人に支給しています。(表１５)

・身体障害者手帳１級～２級

・愛の手帳１度～３度

・脳性まひ又は、進行性筋いしゅく症

表１５　支給状況　（各年３月31日）

区分／年度	育成手当			障害手当		
	延人員(人)	月額(円)	金額(円)	延人員(人)	月額(円)	金額(円)
令和3年度	23,161	13,500	312,673,500	1,655	15,500	25,652,500
令和4年度	22,071	13,500	297,958,500	1,748	15,500	27,094,000
令和5年度	21,742	13,500	293,517,000	1,690	15,500	26,195,000
令和6年度	21,000	13,500	283,500,000	1,690	15,500	26,195,000
令和7年度	20,476	13,500	276,426,000	1,624	15,500	25,172,000

5　心身障害児福祉手当支給（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

20歳未満で身体障害者手帳１級～４級、愛の手帳１度～４度、脳性まひ、進行性筋いしゅく症、難病の患者に対する医療等に関する法律第５条第１項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第１に規定する特殊疾病に罹患している児童を扶養している人に支給しています(児童育成手当条例の障害手当を受けている場合は除く)。（表１６）

表１６　支給状況　（各年３月31日）

区分／年度	身障手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度、脳性まひ、進行性筋いしゅく症			身障手帳３・４級 愛の手帳４度			指定難病又は特殊疾病		
	延人員（人）	月額（円）	金額（円）	延人員（人）	月額（円）	金額（円）	延人員（人）	月額（円）	金額（円）
令和3年度	378	7,750	2,929,500	1,679	7,750 または 3,800	11,775,900	419	7,750 または 3,800	2,828,550
令和4年度	322	7,750	2,495,500	1,550	7,750 または 3,800	10,760,350	434	7,750 または 3,800	2,952,700
令和5年度	332	7,750	2,573,000	1,556	7,750 または 3,800	10,730,300	460	7,750 または 3,800	3,083,100
令和6年度	381	7,750	2,952,750	1,590	7,750 または 3,800	10,722,750	517	7,750 または 3,800	3,434,000
令和7年度	442	7,750	3,425,500	1,572	7,750 または 3,800	10,784,700	522	7,750 または 3,800	3,421,400

（注）身障手帳３・４級、愛の手帳４度及び指定難病又は特殊疾病については、所得制限により月額が異なる。

６　乳幼児医療費助成制度（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

６歳到達後最初の３月31日までの間にある児童（義務教育就学前の児童）の医療費の一部（被保険者証を使って窓口で支払うことになっている保険の自己負担分）を助成するものです。なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表１７）

表１７　助成状況　（対象者数各年３月31日）

年度	区分	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
令和3年度	都分	10,146	157,305	297,009,827
	市分	1,206	17,344	36,064,161
令和4年度	都分	9,931	160,489	291,245,500
	市分	1,381	17,805	34,036,047
令和5年度	都分	9,354	179,596	321,393,033
	市分	1,341	23,768	43,068,501
令和6年度	都分	8,819	168,605	299,819,972
	市分	1,501	23,572	43,150,849
令和7年度	都分	10,151	157,252	284,672,908
	市分	0	15,387	30,355,191

7　義務教育就学児医療費助成制度（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

義務教育就学期にある児童（小・中学生）の医療費の一部を助成するものです。

通院の場合、保険の自己負担分のうち一部負担金（上限200円）を除き助成します。調剤及び訪問看護、入院の場合、一部負担金（上限200円）はありません。

なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表１８）

表１８　助成状況　（対象者数各年３月31日）

年　度	区 分	対象者数(人)	受診件数(件)	医療助成費(円)
令和3年度	都分	11,622	140,278	310,909,275
令和4年度	都分	11,549	145,254	320,400,626
令和5年度	都分	11,540	175,530	387,635,640
	市分	1,103	14,707	29,134,398
令和6年度	都分	11,367	179,540	388,429,354
	市分	4,246	34,490	71,610,885
令和7年度	都分	15,842	192,509	435,892,310
	市分	0	40,144	87,321,197

8　高校生等医療費助成制度（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

高校生相当年齢の児童の医療費の一部を助成するものです。

通院の場合、保険の自己負担分のうち一部負担金（上限200円）を除き助成します。調剤及び訪問看護、入院の場合、一部負担金（上限200円）はありません。

なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表１９）

表１９　助成状況　（対象者数各年３月31日）

年　度	対象人数（人）		受診件数（件）	医療助成費（円）
令和5年度	都分	3,021	26,833	68,319,714
令和6年度	都分	3,093	35,816	91,614,498
令和7年度	都分	5,076	45,658	121,728,891
	市分	0	9,657	22,800,269

第５章　　母子・父子及び女性福祉

第５章　母子・父子及び女性福祉

第1節　母子・父子福祉

1　母子・父子福祉の動向

経済的に困窮し、社会的にも弱い立場となる状況が少なくない母子家庭の福祉を増進するため、国や地方自治体、民間により、これまでいろいろな支援施策が行われてきました。

しかしながら、母子福祉施策は関連する領域が極めて広く、様々な法律や制度に基づいて個別に行われており、必ずしも十分でなかったのが実情でした。そこで、母子家庭に対する施策の総合化、体系化を図り、母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、一体的に母子家庭の福祉増進を図るため、昭和39年７月に「母子福祉法」が制定されました。その後「母子福祉法」は、昭和57年４月に「母子及び寡婦福祉法」に改正されました。さらに、父子家庭の増加と支援の必要性から、平成26年10月、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されています。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は、基本理念を「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障される」と定め、その理念に基づいた施策が展開されています。

母子家庭になる主な原因としては、死別によるものから生別によるものに移行しており、厚生労働省が発表した「人口動態調査」によると、全国の離婚件数は、昭和39年以降増加し、一時的に低下した後、昭和63年を底にして平成14年まで増加し続けました。令和６年は18万5,895組と、前年より2,081組増加しています。

このような傾向は、高度経済成長期を経て日本の社会的構造が変化し、また女性の社会進出で経済力が伴ってきたことなどにより、女性にとって離婚が稀なことではなくなってきたためとの見解もありますが、現実はまだまだ生活の裏付けが弱いまま離婚に至るケースも少なくないと見られます。このように、離婚や遺棄の増加、加えて未婚の母の増加など、従来とは異なる配慮を必要とする母子家庭が増加しており、これらの母子家庭が抱える問題が複雑・多様化していることから、それらへの適切な対応も求められています。

なお、平成22年には父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。また平成23年に実施された全国母子世帯等調査（現「全国ひとり親世帯等調査」。厚生労働省が５年に一度実施している実態調査）の結果から、母子家庭同様、父子家庭における就業・経済状況の厳しい現状が明らかになり、自立支援事業等においても父子家庭への

支援が拡充されました。以降、ひとり親家庭の自立を促進するため、総合的なひとり親福祉施策の構築が図られています。

2　母子・父子福祉の現況

(1)　ひとり親相談（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

ひとり親家庭の生活・住宅・離婚・養育などの問題に母子・父子自立支援員が相談に応じ、必要な情報提供や自立へ向けた支援を行っています。また、生活の安定につながる就労支援やこどもの修学費用などの資金貸付等により、ひとり親家庭の自立促進を図っています。

なお、母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第８条において、配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことと規定されています。

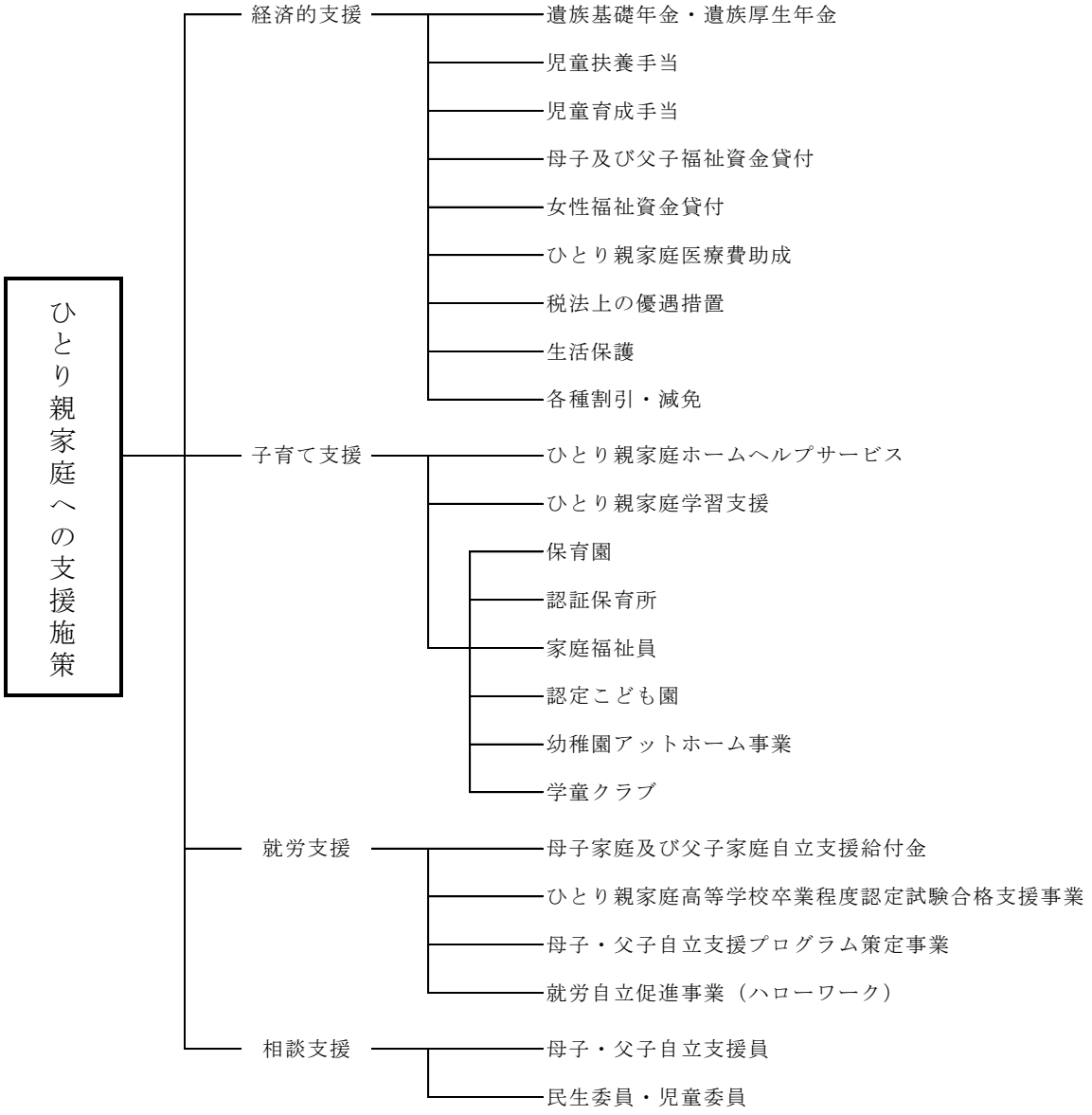
表１　母子・父子自立支援員の相談指導状況　（令和７年度）

相談種別		相談件数	相談種別		相談件数
生活一般	住宅	88	生活援護	母子・父子福祉資金	253
	医療	84		女性福祉資金	0
	家庭紛争	22		公的年金	9
	就労	294		児童扶養手当	71
	養育費	22		生活保護	35
	家事援助	54		税	5
	その他	34		その他	184
児童	養育	57	その他	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	1
	教育	234			
	その他	84			
			合　　計		1,531

3　ひとり親家庭の施策

ひとり親家庭に対する福祉施策は、母子及び父子並びに寡婦福祉法をはじめ、生活保護法、児童福祉法、国民年金法、雇用保険法などの法律や条例等によって行われています。これを体系的に示すと、図１のようになります。

図１



以上のように、ひとり親家庭の福祉の基本理念に基づき各種の制度、施策が行われていますが、これらの施策や権利(手当の支給など)がひとり親家庭に十分周知され、その活用が図られるよう、市報やホームページなどで紹介し、さらにチラシ等配布物などで周知に努めています。

(1)　母子及び父子福祉資金貸付（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

この制度は、ひとり親家庭の経済的自立を助長し、生活意欲を高め、あわせて児童の福祉を増進することを目的とするものです。この資金貸付制度は、母子及び父子並びに寡婦福祉法が制定される以前から「母子福祉資金の貸付等に関する法律」（昭和27年）によって始められ、当時は事業開始資金が貸付金の中で最も多く利用されていましたが、その後資金の種類も増え、貸付限度額も増額され、現在は修学資金の利用者が多くなっています。その要因は、高校・大学等への進学率の増、授業料等教育費の増が考えられ、近年の貸付状況でも修学資金・就学支度資金が９割以上を占めています。なお、令和２年４月より高等教育の修学支援新制度が開始され、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯が給付型奨学金と授業料減免の対象となり、修学資金・就学支度資金の利用が減少しています。

表２　母子及び父子福祉資金貸付及び償還状況（令和７年度）　（単位：円）

資　金　名	貸付件数	貸付金額	調定金額	償還金額	未償還金額
事業開始資金	0	0	678,552	0	273,492
事業継続資金	0	0	0	0	0
修　学　資　金	15	9,520,450	74,040,206	31,062,469	42,977,737
技能習得資金	0	0	1,480,886	195,000	1,139,886
修　業　資　金	0	0	1,453,900	848,000	605,900
就職支度資金	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	437,020	18,762	418,258
生　活　資　金	0	0	4,363,922	586,250	3,777,672
住　宅　資　金	1	1,500,000	63,000	42,000	21,000
転　宅　資　金	0	0	1,579,268	119,666	1,459,602
就学支度資金	3	676,600	9,774,674	4,034,732	5,739,942
結　婚　資　金	0	0	0	0	0
児童扶養手当資金	0	0	0	0	0
合　　計	19	11,697,050	93,871,428	36,906,879	56,413,489

※未償還金額は、不納欠損額を差し引いた金額

表３　母子及び父子福祉資金貸付及び償還状況年次推移　（単位：円）

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付金額	19,885,310	16,481,820	15,518,640	14,726,730	11,697,050
償還金額	49,131,232	48,582,757	42,727,449	40,850,963	36,906,879

(2)　母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

① 教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が、教育訓練講座等を受講する際に、講座費用の最大60％を１回に限り給付します（上限額あり）。適職に就くために講座の受講が必要と事前に認められた方が対象です。

（令和７年度実績　対象者 1人　400,000円）

② 高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の支給を受けている方（または同様の所得水準の方）が、就職に有利な国家資格の取得を目指す場合に、一定期間訓練促進給付金等を支給します。修業期間中、経済的支援が必要と認められた方が対象です。

（令和７年度実績　対象者 9人（看護師他計6資格）9,848,000円）

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東京都社会福祉協議会）

②を受給している方を対象に、養成機関への入学準備金（上限50万円）、就職準備金（上限20万円）を貸し付けます（条件により返済免除あり）。

（令和７年度実績　入学準備金 0件　0円　　就職準備金 0件　0円）

(3)　就労支援事業（母子・父子自立支援プログラム）（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

ひとり親家庭の母または父に対し、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。必要に応じて「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、自立に向けた就業支援を行っています。

（令和７年度実績　プログラム策定 8人）

(4)　ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行います。所得に応じて自己負担があります。

（令和７年度実績　年度延174時間　466,800円）

(5)　ひとり親家庭学習支援事業（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯の子（小学校６年生、中学生及び高校生相当年齢）を対象に、学習支援を実施しています（生活支援課と合同で実施）。

（令和７年度実績　集合型人数 55人　派遣型人数 7人　実施場所 4か所）

(6)　ひとり親家庭医療費助成制度（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

ひとり親家庭の医療費の一部（被保険者証を使って窓口で支払うことになっている保険の自己負担分）を助成するものです。ただし、住民税課税世帯の方は一部負担金（額は高齢者の医療の確保に関する法律を準用）を窓口でお支払いいただくことになっています。なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表４）

表４　助成状況　（世帯数、対象人数各年３月31日）

年　度	世帯数	対象人数(人)	受診件数(件)	医療費助成費(円)
令和3年度	808	1,622	20,108	52,663,141
令和4年度	798	1,645	19,377	51,199,900
令和5年度	776	1,450	20,496	53,803,981
令和6年度	789	1,443	20,602	54,075,403
令和7年度	718	1,428	20,452	57,090,879

(7)　市営プール無料利用券交付（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

市営プール夏期開設期間中、ひとり親家庭の中学生以下の児童と、小学校３年生以下の児童の付き添いの者に対して無料利用券を交付しています。

(8)　その他

前述した事業のほかに、ひとり親家庭の福祉向上を図るため、次の事業の実施やご案内等を行っています。（各事業等要件あり）

・遺族基礎年金・寡婦年金の請求手続き（保険年金課）
・水道料金、下水道使用料の減免（東京都水道局久留米サービスステーション）
・都営交通無料乗車券の発行（障がい者支援課）
・ＪＲ通勤定期３割引購入のための「資格証明書」及び「購入証明書」の発行（こども若者みらい課（旧子育て支援課））
・交通遺児見舞金・学費援助金の支給（小平市社会福祉協議会）
・売店等の公共施設内への優先的設置許可（水と緑と公園課、文化スポーツ課、公民館）
・粗大ごみ処理手数料の減免、家庭ごみ指定収集袋の交付（資源循環課）

第２節　女性福祉

１　女性福祉の動向

昭和32年売春防止法の施行により、要保護女子の自立更生を促進するため、東京都は婦人相談所と婦人相談員を設置し、要保護女子の生活問題や職業、健康の問題などの相談に応じ、面接調査、訪問指導、連絡及び移送措置等の業務を行ってきました。

しかし、昭和35年以降、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、家庭内の問題を親族などで解決できずに福祉事務所や婦人相談所に相談や保護を求める婦人や母子が増加するようになりました。

昭和50年の国際婦人年を契機として、人道的立場あるいは女性解放の視点から婦人の緊急保護施設の整備等を求める要望が強まるなど、新しい社会的ニーズが生じました。これに対応するため、援助を必要とする全ての婦人に対して平等にその抱える問題に応じ、相談、指導および援護を行うことを目的として、昭和52年４月東京都婦人相談センターが発足しました（現在、東京都女性相談支援センターに名称変更）。

また、それまでは家庭内の問題として表に出にくかった配偶者等からの暴力も社会問題となり、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（略：ＤＶ防止法）が平成14年４月から全面施行されました。これによりＤＶ被害者も支援を必要とする対象者とされました。ＤＶ防止法は、平成25年の一部改正で、配偶者だけでなく同居の交際相手からの暴力も対象になる等、適用範囲が拡大されました。

同様に、平成25年10月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（略：ストーカー規制法）が一部改正され、ストーカー被害者も支援対象者とされました。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化するなか、これまでの支援の根拠法である売春防止法に代わり、議員立法により新たな支援の枠組みを構築した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月に施行されました。新法では、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）を対象とし、「女性の福祉」「人権の尊重と擁護」「男女平等」の視点が明確に規定されました。

経済的支援としては、昭和32年１月、東京都は要保護女子の自立更生を促進するため、婦人更生資金貸付制度を設けました。当初は生業資金（事業開始資金）の利用者が多い状況でしたが、次第に就職、転宅、修学等の資金の比率が高くなりました。

その後、前述の婦人相談と同様に対象者やニーズが変化し、昭和45年に「東京都婦人福祉資金」、平成３年４月に「東京都女性福祉資金」に名称が変更となり、貸付目的も「配偶者のいない女子等の経済的自立と安定した生活を送るため」と改められました。

2　女性福祉の現況

(1)　女性相談事業（市民協働・男女参画推進課）

女性問題等について、女性相談室にて専門の相談員が電話、面談で相談に応じています。

相談日時　　月曜　　午前10時～午後６時

火～土曜　　午前10時～午後４時

（祝日・年末年始を除く）

(2)　女性相談支援員相談

夫婦・親子の対人関係や離婚・生活・住宅など、女性の抱える様々な問題について相談に応じています。

表５　女性相談支援員相談状況　　（令和７年度）

相談内容	件数	相談内容	件数
夫婦・親族関係	171	住宅関係	76
男女・職場近隣関係	3	施設入所	16
医療・妊娠関係	43	女性福祉資金	10
生活困窮関係	59	その他	5
就職・職業関係	34	計	417

(3)　女性福祉資金貸付（こども若者みらい課（旧子育て支援課））

配偶者のいない女性が経済的に自立して、社会的に安定した生活を送るために必要な資金を貸し付ける制度です。

貸付対象者は、都内に６か月以上居住する次の①または②に該当する方です。

① 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）

② 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方で、かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方または婚姻歴のある40歳以上の方（所得制限あり）

表６　女性福祉資金貸付及び償還状況（令和７年度）　　（単位：円）

資金名	貸付件数	貸付金額	調定金額	償還金額	未償還金額
事業開始資金	0	0	4,632,444	0	4,632,444
事業継続資金	0	0	487,184	0	487,184
修学資金	0	0	8,649,085	2,641,720	6,007,365
技能習得資金	0	0	360,000	55,000	305,000
就職支度資金	0	0	101,780	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0
生活資金	1	300,000	307,000	0	307,000

住　宅　資　金	0	0	0	0	0
転　宅　資　金	0	0	695,184	127,352	567,832
就学支度資金	0	0	508,335	163,765	344,570
結　婚　資　金	0	0	301,840	0	301,840
合　　計	1	300,000	16,042,852	2,987,837	12,953,235

※未償還金額は、不納欠損額を差し引いた金額

表７　女性福祉資金貸付及び償還状況年次推移　　（単位：円）

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付金額	3,152,200	3,045,900	3,597,100	451,800	300,000
償還金額	2,957,653	4,783,911	3,259,332	3,459,425	2,987,837

第６章　　生　　活　　保　　護

第６章　生活保護

第１節　生活保護の動向

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年に実施に移されました。生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給され、社会保障の最後のセーフティネットと言われています。

全国の生活保護受給者数は、平成７年を底に増加に転じ、平成27年３月に過去最高を記録しましたが、近年は減少傾向にあり、令和８年３月時点の生活保護受給者数は、約198万人、保護率16.1‰（人口に対する生活保護受給者数の割合　パーミル：千分率）となっています。世帯類型別では、高齢化により高齢者世帯の割合は一貫して多数を占める傾向にあります。

世界金融危機以降の生活保護受給者の増加等を背景に、生活保護制度の見直しと、生活保護に至る前の自立支援策の強化が課題となり、平成25年12月に生活保護法の一部が改正されるとともに、生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者自立支援法は、平成27年４月に施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととしています。

平成30年６月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されるとともに、生活保護制度が見直され、生活保護世帯のこどもの大学等への進学支援のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置が講じられました。

令和７年度は、物価の高騰など日常生活への影響は続いていますが、保護率はほぼ横ばいの状況を維持しています。

引き続き、市では、今後の社会情勢等の動向に留意しつつ、適正な保護の実施及び受給者の自立に向けた支援に取り組んでいきます。

第２節　生活相談の現況

１　生活相談

最近５年間の生活相談の処理状況は表１のとおりです。

表１　生活相談の状況　（単位:件・%）

年　度	相談件数（A）	申請件数（B）	申 請 率（B／A）	開始件数（C）	開 始 率（C／B）	却下件数	取下げ件　数
令和3年度	748	264	35%	252	95%	12	1
令和4年度	708	311	44%	300	96%	12	2
令和5年度	733	305	42%	295	97%	9	3
令和6年度	785	417	53%	381	91%	22	2
令和7年度	777	401	52%	377	94%	13	1

（注）相談件数は実件数で計上

（注）開始件数は職権保護を含む

２　相談内容

令和７年度における相談内容とその処理状況は表２のとおりです。

相談内容は、高齢による生活困窮の相談が245件であり、交通費等の困窮者を除く全体比で32%の割合を占めています。また、傷病・障害世帯は315件（41%）で、ともに高い割合となっています。

また、交通費等の困窮者を除く住所不定者からの相談は８件となっています。

一方、相談処理のうち、他法他施策の活用と何らかの助言対応ができた結果、当面の問題が解決したケースは376件となっております。

表２　相談内容と処理状況　　（令和７年度）

処理／相談内容	①申請受理件数	②相談助言件数	他法・他施策等の活用助言（重複あり）												合計（①＋②）
			生活困窮者自立支援法	児童福祉法	女性・母子福祉	各種保険・年金	福祉資金貸付	法外援護支給	ハローワーク等	シルバー人材	医療・保健機関	親族への相談	資力活用他	小計	
傷病・障害	180	135	5	0	1	0	0	1	0	0	4	24	107	142	315
高齢者世帯	125	120	0	0	0	1	0	0	0	0	1	19	89	110	245
母子世帯	9	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	9	18
失業・低収	28	23	1	0	0	0	0	1	0	0	0	7	15	24	51
医療費	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
住宅問題	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9	10	14
住所不定	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
生活不安	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	2
夫等の暴力	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
その他	56	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	85	86	125
合計	401	〈368〉376	6	0	3	1	0	2	0	0	5	52	319	388	777

※①、②の欄　　相談内容に複数の問題が内在している場合は主訴で分類
※住所不定欄　　宿泊所入所者、行路病人等を計上
※生活不安欄　　家庭不和、別居、家出及び先々の生活費困窮等を計上
※その他欄　　交通費等の困窮者を計上
※合計欄　　〈　〉内の数値は法外援護（交通費等の困窮者）を除いた内数

第３節　生活保護の現況

１　保護率

保護の動向は、景気の動向等複雑な要因で推移するといわれています。保護率の推移は表３、被保護世帯・人員の推移は表５のとおりです。

小平市の令和７年度における被保護世帯数は2,444世帯、人員は2,945人、保護率は14.7‰で前年度と比較して世帯で36世帯の増となっています。月別推移で被保護世帯・人員数をみると増減はあるものの増加傾向にあります。

表３　保護率の推移（各年度平均）　（単位:‰）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小平市	14.7	14.4	14.6	14.7	14.7
市　部	17.3	17.4	17.5	17.5	17.4
東京都	20.3	19.8	19.6	19.3	18.9
国	16.3	16.2	16.3	16.2	16.1

表４　保護率の月別推移　（令和７年度　単位:‰）

区分＼月別	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	平均
小平市平均	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.6	14.6	14.7	14.6	14.6	14.7
市部平均	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
東京都平均	19.0	19.0	18.9	18.9	18.9	18.9	18.9	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.9
国 平 均	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1

表５　被保護世帯・人員の推移　（各年度平均）

平均＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保護世帯	2,323	2,313	2,358	2,408	2,444
被保護人員	2,924	2,874	2,932	2,945	2,945

（「厚生労働省報告例」の年度平均数値・含停止者）

表６　被保護世帯･人員の月別推移　（令和７年度）

区分＼月別	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	平均
世帯数	2,427	2,438	2,433	2,443	2,451	2,449	2,447	2,446	2,452	2,447	2,442	2,453	2,444
人 員	2,943	2,954	2,944	2,950	2,960	2,946	2,943	2,935	2,944	2,949	2,935	2,942	2,945

2　被保護世帯地域分布及び世帯構成人員

被保護世帯の地域分布は表７のとおりです。ここ数年の傾向として、貸家・貸室等の多い地区と都営住宅の多い地区での保護率が高くなっています。

また、市管内の特殊事情を反映して病院、施設入所者は、世帯で18.5%、人員で15.6%の高い割合を占めています。

次に、世帯構成人員別保護世帯の推移が表８です。単身者世帯が全体の84.5%を占めています。

表７　町別被保護世帯数　（令和８年４月１日　保護率：‰）

町丁名	住民基本台帳		生活保護		
	世帯数	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率
総計	98,391	197,567	1,966	2,430	12.3
中島町	890	1,715	37	61	35.6
上水新町	2,246	4,773	8	10	2.1
たかの台	1,087	1,953	20	21	10.8
小川町	12,630	24,780	239	287	11.6
栄町	1,675	3,526	25	35	9.9
小川西町	4,117	7,652	219	290	37.9
小川東町	5,007	9,347	176	206	22.0
上水本町	5,266	11,627	55	71	6.1
上水南町	3,908	8,369	30	41	4.9
喜平町	3,211	5,662	62	77	13.6
津田町	2,368	4,664	87	108	23.2
学園西町	6,036	10,694	135	145	13.6
学園東町	5,555	10,244	144	174	17.0
仲町	4,695	9,118	121	145	15.9
美園町	3,285	5,515	83	106	19.2
回田町	2,484	5,842	11	14	2.4
御幸町	1,344	3,000	14	16	5.3
鈴木町	7,543	16,396	70	81	4.9
天神町	3,044	6,456	57	72	11.2
大沼町	4,612	9,869	152	222	22.5
花小金井南町	6,425	13,602	81	87	6.4
花小金井	10,963	22,763	140	161	7.1
居宅計	98,391	197,567	1,966	2,430	12.3
病院	－	－	69	69	－
施設	－	－	377	381	－
総数	98,391	197,567	2,412	2,880	14.6

（注）世帯数及び人口は、住民基本台帳による数値である。

表８　世帯構成人員別被保護世帯の推移　（世帯・%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比　率	世帯数	比　率
１人世帯	1,890	81.7	1,883	82.3	1,930	82.9	1,972	83.6	2,045	84.5
２人世帯	301	13.0	300	13.1	297	12.7	296	12.5	285	11.8
３人世帯	71	3.1	61	2.7	59	2.5	55	2.3	62	2.5
４人世帯	33	1.4	28	1.2	28	1.2	19	0.8	15	0.6
５人世帯以上	18	0.8	17	0.7	16	0.7	18	0.8	14	0.6
計	2,313		2,289		2,330		2,360		2,421	

※人数別の世帯構成は全国一斉調査（各年度7月1日）の数字を使用

３　扶助別人員

扶助別被保護人員の推移は表９のとおりです。各扶助人員は、全般的に微増となりました。総数（令和７年度月平均人員2,945人）のうち生活扶助人員の割合は88.8%、住宅扶助人員は89.9%、教育扶助人員は4.0%、介護扶助人員は20.5%、医療扶助人員は96.3%、その他の扶助人員は2.4%となっています。

表９　扶助別被保護人員の推移（月平均）　（単位:人）

年度／扶助	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活扶助	2,621	2,588	2,625	2,614	2,616
住宅扶助	2,651	2,589	2,638	2,650	2,647
教育扶助	159	145	147	134	117
介護扶助	524	528	565	587	605
医療扶助	2,788	2,773	2,820	2,832	2,837
その他扶助（就労自立給付金含む）	76	72	70	71	70

４　開始・廃止

保護の開始、廃止世帯の推移は表１０のとおりです。令和７年度は開始件数が377件、廃止件数355件となりました。

開始・廃止の理由を過去５年間で比較したのが表１１・表１２です。開始理由では、世帯主・世帯員の傷病に起因するものが35.6%、預金等の減に起因するものが30.2%を占め、廃止理由では死亡・失踪が41.7%と最も多く、世帯の自立によって廃止となる就労収入の増加によるものは25.1%となりました。

表１０　保護の開始・廃止世帯の推移　（単位:件）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開始件数	250	295	294	380	377
廃止件数	284	266	260	340	355

表１１　開始理由別世帯数構成比　（世帯・%）

構成＼年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員傷病	81	32.4	88	29.9	74	25.2	132	34.7	134	35.6
就労収入減	51	20.4	68	23.1	84	28.5	58	15.3	63	16.7
預金等減	76	30.4	79	26.7	89	30.3	119	31.3	114	30.2
転入継続	16	6.4	31	10.5	23	7.8	35	9.2	43	11.4
その他	26	10.4	29	9.8	24	8.2	36	9.5	23	6.1

表１２　廃止理由別世帯数構成比　（世帯･%）

構成＼年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員治癒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就労収入増	47	16.6	58	21.8	59	22.7	73	21.5	89	25.1
年金仕送増	23	8.1	22	8.3	13	5.0	20	5.9	15	4.2
死亡・失踪	131	46.1	121	45.5	112	43.1	129	37.9	148	41.7
その他	83	29.2	65	24.4	76	29.2	118	34.7	103	29.0

5　世帯類型

被保護世帯の世帯類型別の推移は表１３のとおりです。高齢者世帯が49.1%、傷病・障害者世帯が37.2%と高い割合を示し、この両方で86.3%を占めています。母子世帯は減少し、どの類型にも属さないその他の世帯の割合は、増加しました。

表１３　世帯類型別世帯の推移　（世帯・%）

区分／年度	総　数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和3年度	2,321	1,204	51.9	110	4.7	780	33.6	227	9.8
令和4年度	2,310	1,192	51.6	106	4.6	799	34.6	213	9.2
令和5年度	2,356	1,204	51.1	102	4.3	831	35.3	219	9.3
令和6年度	2,405	1,206	50.1	95	4.0	871	36.2	233	9.7
令和7年度	2,441	1,200	49.1	90	3.7	907	37.2	244	10.0

（除　停止世帯）

(1)　高齢者世帯　　65歳以上の者のみで構成している世帯又は、これらの者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

(2)　母子世帯　　現在配偶者がいない18歳から65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されている世帯。

(3)　傷病・障害者世帯　　世帯主が入院しているか、在宅患者加算又は、障害者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病、心身障害等を理由として働けない世帯。

(4)　その他の世帯　　以上のいずれにも該当しない世帯。

※２つ以上の類型に該当する場合は、上記の順で上位のものを優先して記入してあります。

6　労働力類型

被保護世帯の労働力類型別の推移は表１４のとおりです。働いている者がいない世帯が全世帯の85.5%を占めています。

次に、労働力類型と世帯類型を組み合わせたのが表１５です。

労働力類型を主にみると、世帯主が働いている世帯では、常用勤労者が多く94.0%を占めており、その内、母子世帯が11.5%を占めています。世帯員のみが働いている世帯では傷病・障害者世帯が30.8%を占めており、働いている者のいない世帯では高齢者世帯が54.0%の割合を占めています。

世帯類型からみると、高齢者世帯の93.9%、傷病・障害者世帯の84.3%、その他の世帯の59.0%が働いている者のいない世帯であり、母子世帯の37.8%が常用勤労者となっています。

表１４　労働力類型別世帯の推移　　（世帯・%）

区分／年度	総数	稼働世帯												非稼働世帯	
		小計		世帯主が働いている世帯								世帯員稼働			
				常用勤労者		日雇労働者		内職者		その他					
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和3年度	2,321	409	17.6	347	14.9	4	0.2	4	0.2	9	0.4	45	1.9	1,912	82.4
令和4年度	2,310	393	17.0	333	14.4	6	0.3	3	0.1	8	0.3	43	1.9	1,917	83.0
令和5年度	2,356	378	16.0	319	13.5	7	0.3	3	0.1	9	0.4	40	1.7	1,978	84.0
令和6年度	2,405	378	15.7	320	13.3	6	0.2	2	0.1	9	0.4	41	1.7	2,027	84.3
令和7年度	2,441	354	14.5	296	12.1	9	0.4	1	0.0	9	0.4	39	1.6	2,087	85.5

（除　停止世帯）

表１５　世帯類型別・労働力類型別にみた被保護世帯

（令和７年度　（　）単身者再掲）

労働力類型＼世帯類型			高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	総数
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	全体	66	34	122	74	296
		単身者再掲	(56)	－	(114)	(52)	(222)
	日雇労働者	全体	4	0	3	2	9
		単身者再掲	(3)	－	(3)	(2)	(8)
	内職者	全体	0	0	1	0	1
		単身者再掲	(0)	－	(1)	(0)	(1)
	その他の就労者	全体	1	2	5	1	9
		単身者再掲	(1)	－	(4)	(0)	(5)
世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		全体	2	2	12	23	39
働いている者のいない世帯		全体	1,127	52	764	144	2,087
		単身者再掲	(1,032)	－	(717)	(84)	(1,833)
総数		全体	1,200	90	907	244	2,441
		単身者再掲	(1,092)	－	(839)	(138)	(2,069)
構成比（%）		全体	49.1	3.7	37.2	10.0	100.0
		単身者再掲	52.8	－	40.5	6.7	(100.0)

（除　停止世帯）

7　入院・外来病類別医療扶助人員

医療扶助人員の年度別推移は表１６のとおりです。総数では入院、入院外ともに増加傾向にあります。令和７年度の月別実績は表１７のとおりです。

表１６　入院・外来病類医療扶助人員推移　（単位:人）

病類別＼年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総数		a（e＋m）	33,451	33,272	33,834	33,989	34,047
	精神	b（f＋n）	1,930	2,173	2,304	2,262	2,283
	その他	c（g＋o）	31,521	31,099	31,530	31,727	31,764
単給（再掲）総数		d（h＋p）	922	918	969	940	825
入院		e（f＋g）	4,306	4,681	5,214	5,301	5,167
	精神	f	1,534	1,717	1,771	1,722	1,773
	その他	g	2,772	2,964	3,443	3,579	3,394
単給（再掲）小計		h（i＋j＋k＋l）	538	495	521	449	380
	医療扶助のみ	精神 i	308	282	306	304	303
		その他 j	166	142	155	107	66
	その他単給	精神 k	48	49	41	29	11
		その他 l	16	22	19	9	0
入院外		m（n＋o）	29,145	28,591	28,620	28,688	28,880
	精神	n	396	456	533	540	510
	その他	o	28,749	28,135	28,087	28,148	28,370
単給（再掲）小計		p（q＋r＋s＋t）	384	423	448	491	445
	医療扶助のみ	精神 q	0	0	1	2	8
		その他 r	325	378	406	440	376
	その他単給	精神 s	0	0	0	1	0
		その他 t	59	45	41	48	61

表１７　月別医療扶助人員状況

月	入院								入院外								総合計
	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	
	医療のみ		その他単給		小計				医療のみ		その他単給		小計				
	精神	その他	精神	その他		精神	その他		精神	その他	精神	その他		精神	その他		
4	30	6	1	0	37	111	266	414	0	30	0	5	35	42	2,333	2,410	2,824
5	18	5	1	0	24	116	270	410	0	46	0	5	51	42	2,333	2,426	2,836
6	26	7	0	0	33	114	287	434	0	37	0	6	43	41	2,313	2,397	2,831
7	28	6	1	0	35	120	288	443	0	32	0	5	37	43	2,312	2,392	2,835
8	29	5	1	0	35	128	288	451	0	30	0	5	35	44	2,311	2,390	2,841
9	28	3	1	0	32	121	271	424	0	29	0	5	34	43	2,339	2,416	2,840
10	26	6	1	0	33	125	266	424	0	30	0	5	35	44	2,342	2,421	2,845
11	26	6	1	0	33	122	280	435	2	27	0	5	34	40	2,321	2,395	2,830
12	23	5	1	0	29	130	276	435	1	30	0	5	36	41	2,327	2,404	2,839
1	23	5	1	0	29	127	278	434	1	31	0	5	37	42	2,332	2,411	2,845
2	23	6	1	0	30	126	279	435	2	28	0	5	35	40	2,327	2,402	2,837
3	23	6	1	0	30	119	279	428	2	26	0	5	33	40	2,343	2,416	2,844
合計	303	66	11	0	380	1,459	3,328	5,167	8	376	0	61	445	502	27,933	28,880	34,047
平均	25	6	1	0	32	122	277	431	1	31	0	5	37	42	2,328	2,407	2,837

(注)平均値は項目ごとの合計値から数値の単位未満を四捨五入して算出している

表１８　生活保護の動向（総括表）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保護		世帯	2,323	2,313	2,358	2,408	2,444
		人員	2,924	2,874	2,932	2,945	2,945
保護率（‰）			14.7	14.4	14.6	14.7	14.7
生活扶助		世帯	2,063	2,060	2,104	2,133	2,166
		人員	2,621	2,588	2,625	2,614	2,616
住宅扶助		世帯	2,078	2,063	2,118	2,166	2,193
		人員	2,651	2,589	2,638	2,650	2,647
教育扶助		世帯	99	90	96	91	80
		人員	159	145	147	134	117
介護扶助		世帯	513	518	550	574	590
		人員	524	528	565	587	605
医療扶助		世帯	2,227	2,236	2,283	2,332	2,369
		人員	2,788	2,773	2,820	2,832	2,837
出産扶助		世帯	0	0	1	1	0
		人員	0	0	1	1	0
生業扶助		世帯	705	630	607	576	552
		人員	780	702	713	686	649
葬祭扶助		世帯	96	103	93	117	127
		人員	96	103	93	117	128
就労自立給付金		世帯	37	43	38	51	61
		人員	37	43	38	51	61
進学・就職準備給付金		世帯	10	6	6	14	8
		人員	10	6	6	14	8
開始		世帯	250	295	294	380	377
		人員	308	359	377	453	496
廃止		世帯	284	266	260	340	355
		人員	337	318	303	394	427
世帯類型	高齢者世帯		1,204	1,192	1,204	1,206	1,200
	母子世帯		110	106	102	95	90
	傷病・障害者世帯		780	799	831	871	907
	その他の世帯		227	213	219	233	244
労働力類型	世帯主が勤労	常用勤労者	347	333	319	320	296
		日雇労働者	4	6	7	6	9
		内職者	4	3	3	2	1
		その他の就業者	9	8	9	9	9
	世帯員が働いている世帯		45	43	40	41	39
	働いている者がいない世帯		1,912	1,917	1,978	2,027	2,087
医療扶助率（%）			95.3	96.5	96.2	96.2	96.3
医療扶助に占める精神の割合（%）			5.8	6.5	6.8	6.7	6.7
医療扶助単給率（%）			2.8	2.8	2.9	2.8	2.4
入院率（%）			12.9	14.1	15.4	15.6	15.2
入院に占める精神の割合（%）			35.6	36.7	34.0	32.5	34.3
外来に占める精神の割合（%）			1.4	1.6	1.9	1.9	1.8

※出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金、進学・就職準備給付金は各年度の延べ実数、その他の数値は厚生労働省報例の年度平均数値（世帯類型、労働力類型には停止世帯を含まず）

8　自立支援プログラム

厚生労働省が、平成16年12月にまとめた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」に基づき、経済的給付を中心とする生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入されています。

(1)　就労支援プログラム

就労支援プログラムとは、18歳から64歳までの稼働年齢層にある被保護者等の内、就労阻害要因がなく、就労意欲があるなどの被保護者について、就労による経済的自立の援助をすることを目的としています。

小平市では、自立支援員がハローワークと連携するなどして就労支援を実施しており、支援の状況は表１９のとおりとなっています。

表　１９　就労支援プログラムの実施状況

年　度	支援開始者数（A）	就職者数（B）	就職率（B／A）	保護者のうち生活保護廃止世帯数
令和3年度	47	40	85%	6
令和4年度	53	24	45%	7
令和5年度	59	32	54%	5
令和6年度	44	31	70%	7
令和7年度	29	20	69%	3

※就職者数には前年度開始者を含む

(2)　その他のプログラム

就労支援プログラムのほか、「年金調査支援プログラム」、「多重債務整理支援プログラム」、「健康管理支援プログラム」及び「若年者進路支援プログラム」を作成し、実施しています。

表　２０　その他のプログラムの実施状況　（令和７年度）

プログラム名	実　施　内　容	実　施　結　果
年金調査支援	保護受給者の年金受給資格調査を実施する。	387件の年金受給資格を調査
多重債務整理支援	多重債務等を抱えた保護受給者について、債務整理の支援をする。	81件について債務整理を支援
健康管理支援	保健師が、基本健康診査の結果やレセプト等の状況により対象者を把握し、ケースワーカーと連携し、健康相談や指導を行い疾病の予防や傷病への早期対応を支援する。	143名に対し、健康相談、指導等を実施
若年者進路支援	保護受給世帯の中・高生の進路状況を把握し、進路に沿って学習塾受講費補助等の支援を行う。	18名を支援

9　生活保護費支給

扶助別支出金額の推移は、表２１のとおりです。法外援護費は全体の約0.2%を占めていますが、これは第４節に後述する都と市の施策によるものです。

表２１　生活保護費扶助別年度推移　（単位:円）

扶助＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活扶助費		1,568,173,037	1,543,352,607	1,580,066,762	1,587,545,361	1,582,812,774
住宅扶助費		1,067,934,010	1,055,199,554	1,088,816,279	1,106,889,645	1,120,732,693
教育扶助費		17,299,908	15,980,947	16,316,775	16,412,200	14,495,742
介護扶助費		119,629,024	117,612,701	127,345,437	151,831,248	172,516,502
医療扶助費		2,297,529,375	2,258,622,792	2,482,308,897	2,732,122,717	2,844,889,740
出産扶助費		0	0	267,450	266,460	0
生業扶助費		8,059,214	7,697,488	6,449,742	6,602,563	8,835,645
葬祭扶助費		19,148,443	19,002,844	19,234,863	23,684,611	25,358,080
就労自立給付金		1,684,743	2,166,234	2,096,902	2,739,497	3,431,223
進学・就職準備給付金		1,000,000	800,000	1,000,000	1,800,000	1,200,000
保護施設	生活扶助費	10,596,971	13,283,760	11,746,262	11,220,008	10,715,056
	施設事務費	98,961,278	97,784,547	107,847,389	107,443,327	111,631,193
	施設委託費	3,560,120	3,806,330	5,033,690	3,181,280	3,179,060
法内小計		5,213,576,123	5,135,309,804	5,448,530,448	5,751,738,917	5,899,797,708
法外援護		11,787,221	12,324,701	11,565,913	13,385,035	12,096,427
総計		5,225,363,344	5,147,634,505	5,460,096,361	5,765,123,952	5,911,894,135

令和７年度の生活保護費財源内訳は、表２２のとおりです。

生活保護費（法内扶助費）の４分の３を、国庫負担金として国から交付を受け、その他、居住地のない単身者（都費ケース）の入院・入所費用の４分の１を都負担金として都から交付を受けています。このほか東京都からは、生活保護事務を安定的かつ適正に運営するための措置として都補助金が交付されています。

雑入は保護費の過払い等により返還を受けた金額です。

表２２　生活保護費財源内訳（令和７年度）　（単位:円・%）

財源種別	決算額（円）	負担割合
国庫負担金	4,336,285,031	73.35%
都負担金	110,075,635	1.86%
都補助金	13,309,000	0.23%
雑入	93,443,841	1.58%
一般財源	1,358,780,628	22.98%
総額	5,911,894,135	100.00%

第４節　法外援護の現況

最低生活の保障は、国の責任において実施されていますが、一般世帯との格差を少しでも緩和するために自治体、社会福祉協議会が中心となって、生活保護法に基づかない援護を実施しています。これを法外援護と総称していますが、小平市、小平市社会福祉協議会、東京都で実施しているものとして次のようなものがあります。

１　小平市の法外援護

(1)　入浴料助成（生活支援課）

入浴設備がない居宅等の被保護世帯に無料入浴券を支給しています。

大人券　90枚

(2)　固定資産税等減免（税務課等）

固定資産税を課税されている被保護世帯に対して市条例で減免規定をもうけていますが、この他にも各種の使用料、手数料の減免措置があります。

(3)　市営プール無料利用券交付（生活支援課）

市営プールの開設期間中、被保護世帯の中学生以下の児童に対して無料利用券を交付しています。

２　小平市社会福祉協議会の法外援護

(1)　住所不定者等法外援護

住所不定者等に対する応急援護として金銭支給を行っています。

令和７年度は99件 772,000円を支給しました。

３　東京都の法外援護

(1)　夏季健全育成費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、夏季休業中に各種の野外活動等に参加することにより、心身の健全な育成を図ることを目的に、１人当り3,300円を支給しました。

表２３　（単位:人・円）

区　分	単　価	人　数	金　額
小 学 生	3,300	56	184,800
中 学 生	3,300	48	158,400
総　　計		104	343,200

(2)　学童服・運動衣購入費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、その就学を奨励し、あわせて被保護世帯の自立更生を援助するため「こどもの日」の行事の一環として、１人当たり学童服購入費11,400円、運動衣購入費4,100円を支給しました。

表２４　（単位:人・円）

区　分	単　価	人　数	金　額
小学生（学童服）	11,400	48	547,200
中学生（学童服）	11,400	37	421,800
小学生（運動衣）	4,100	57	233,700
中学生（運動衣）	4,100	48	196,800
総　　計		190	1,399,500

(3) 自立援助金支給（生活支援課）

中学校を卒業し就職する被保護世帯の生徒に対し、本人及び世帯の自立助長を図るため１人当たり51,500円を支給するものですが令和７年度は支給実績がありませんでした。

(4) 修学旅行支度金支給（生活支援課）

被保護世帯の小学校６年生又は、中学校３年生が修学旅行に参加する際に、必要とする参加支度金を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るため、小学校６年生に１人当たり4,300円、中学校３年生に１人当たり8,500円を支給しました。

表２５　（単位:人・円）

区　分	単　価	人　数	金　額
小学校６年生	4,300	13	55,900
中学校３年生	8,500	18	153,000
総　　計		31	208,900

(5) 被保護者自立促進事業（生活支援課）

被保護世帯に対し、就労支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図るため本人の申請に基づき支給しました。

表２６

対象事業	支援の内容		上限支給額（円／1人当たり）	件数	金額（円）
就労支援	就職活動用の被服費等		35,000	5	132,882
地域生活移行支援	高齢者等生活環境改善（居宅清掃費用）		400,000	5	1,041,260
	生活支援費（生活支援サービスヘルパー等派遣費用）		600,000	35	3,079,635
	住宅契約関係費（鍵交換費等）		20,000	42	786,500
	精神科カウンセリング受診料		72,000	19	960,089
健康増進支援	健康管理器機購入費		20,000	1	3,980
次世代育成支援	学習環境整備支援費	中学校3年生 高校3年生	300,000	25	3,771,673
		高校1、2年生	150,000		
		小学校1～6年生 中学校1、2年生	100,000		
	大学等進学支援費		120,000	5	245,748
総　　計				137	10,021,767

令和７年度版　福祉事業概要

令和8年9月　発行

編集・発行　小平市健康福祉部
小平市こども家庭部

〒187−8701
小平市小川町２丁目１３３３番地
電話　042(341)1211（代）
FAX　042(346)9498